

下條村公共施設等総合管理計画



平成 28 年 9 月

下 條 村

下條村公共施設等総合管理計画：目次

第 1 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第 2 下條村について	
1 概況	3
2 沿革	3
第 3 本村を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
(1) 人口・世帯数の推移	4
(2) 年齢階層別人口	5
(3) 将来人口	7
2 財政状況	9
(1) 歳入の状況	9
(2) 歳出の状況	10
(3) 歳出決算額の性質別内訳	11
(4) 投資的経費と地方債残高	12
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	12
第 4 公共施設の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	13
(1) 公共建築物の保有状況	13
(2) 築年別整備状況	14
(3) 耐震化実施状況	15
2 インフラ施設の状況	16
(1) インフラ施設の現状	16
3 将来の更新費用の推計	19
(1) 試算の方法	19
(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	20
(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計	21
(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計	22
(5) 人口減少による将来負担コスト増	26
第 5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	27
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	28
3 現状や課題に関する基本認識	29
4 公共施設管理の数値目標	29
(1) 公共建築物保有量の縮減目標	29
(2) インフラ施設	30
5 公共施設の管理に関する基本的な考え方	31
(1) 点検・診断等の実施方針	31
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	31
(3) 安全確保の実施方針	31
(4) 耐震化の実施方針	32
(5) 長寿命化の実施方針	32
(6) 統合や廃止の推進方針	33
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	33
6 フォローアップの実施方針	33
第 6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 主な施設類型ごとの方向性	35
(1) 文化系施設	35
(2) 社会教育系施設	36
(3) スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設	37
(4) 学校教育系施設、子育て支援施設	38
(5) 保健・福祉施設、医療施設	39
(6) 行政系施設	40
(7) 公営住宅	41
(8) その他（公園施設含む）	42
(9) インフラ施設	43

第1 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

本村では、いち早く『自立』を選択し、村民総参加のむらづくりを行ってきました。

これまで、道路交通網の整備、全村水道施設の整備、全村合併浄化槽設置事業などの生活基盤整備や、若者定住等人口の増加を図るため若者向け村営住宅の建設、更には宅地用地の分譲が行われてきました。また、住民サービスの向上や、経費の削減等を図るなど、効率的な行財政の運営に努めてきました。しかし現在、人口の変化や高齢化社会の進行により、公共施設の在り方やニーズが変化してくることが予測され、公共施設等のあり方を見直すことが必要になっています。

また、これまでに整備してきた公共施設等は、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが見込まれます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

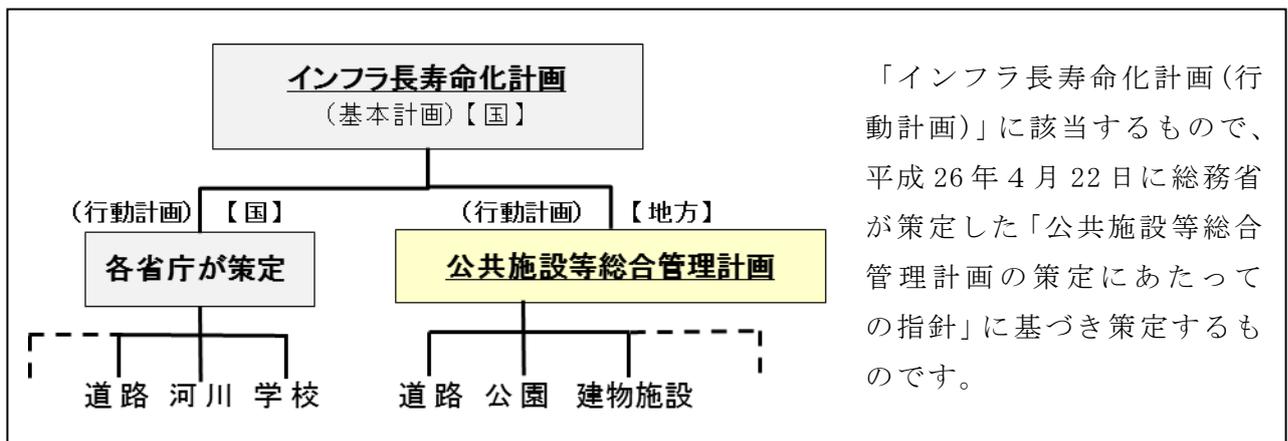
以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設の全庁的、総合的な管理を推進するため、下條村公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設の機能を安全で快適に利用できる状態で維持するための基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

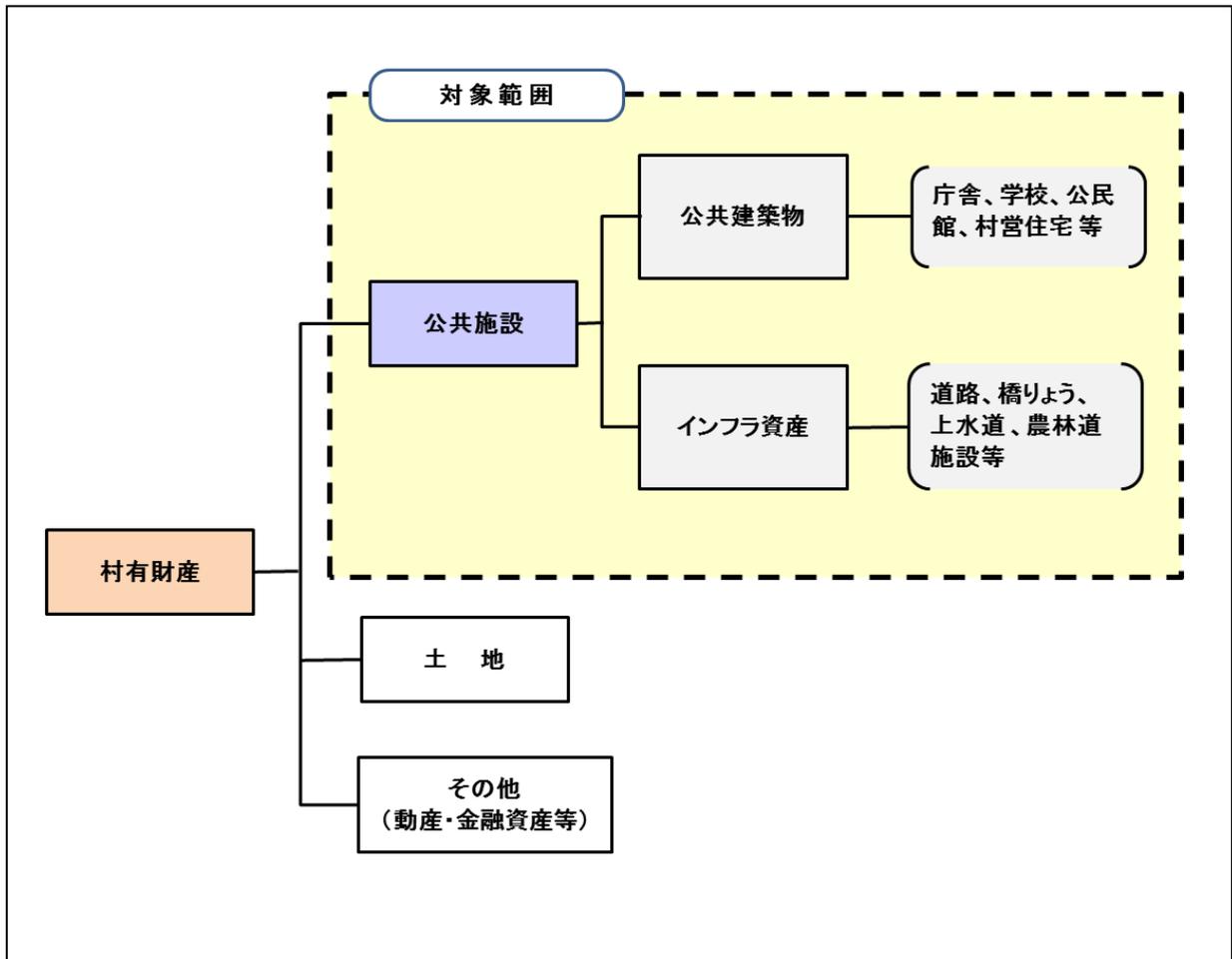
◆図表 1-1 本計画の位置づけ



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本村が所有する学校・公営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上水道、農林道施設等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2 下條村について

1 概 況

本村は、長野県の南部に位置し、東は天竜川を隔てて泰阜村、北は阿智川、鶯巣川により飯田市、阿智村と、西は下條山脈により阿智村浪合を境とし、南は阿南町と接しています。

総面積は、38.12k m²、周囲 30.06km、標高 332mから 828mの間に 34 の集落が散在しています。

下條山脈を水源にして、加竜、白又、牛ヶ爪、南沢、郷敷沢川の流れが緩傾斜を東に向かって流れ下り、東部村境を流れる天竜川に注いでおり、これらの諸流が平坦部を侵食し、各集落を自然に形成しています。



2 沿 革

下條村は、下伊那に 2 社しかない式内社の大山田神社が置かれ、奈良時代より拓かれた村です。

村名は、室町時代のはじめ甲斐の国（現・山梨県）からこの地に入り、室町中期から戦国期に全盛を極めた下條氏に由来します。

江戸時代 14 村あった村が明治 8 年、合併の気運が高まり、睦沢村(むつざわむら)と陽阜村(ひさわむら)の 2 村となりました。その後、有力町村を造成することを趣旨に県の町村合併案が策定され、これに基づき、明治 22 年 4 月 1 日両村が合併して現在の下條村が誕生しました。

第3 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

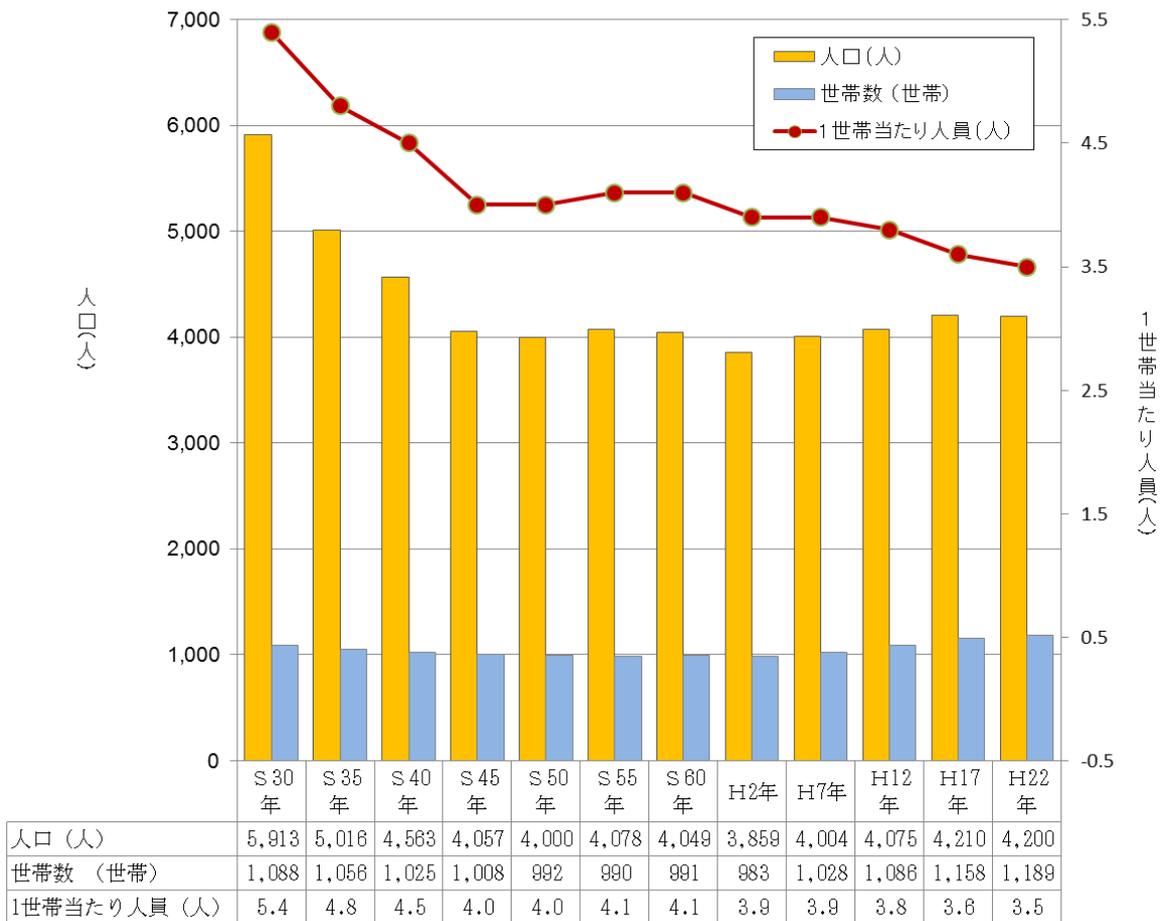
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、ピーク時の昭和30年の人口は5,913人、その後昭和45年にかけて大きく減少し4,057人となりましたが、昭和45年から平成22年にかけては、平成2年に3,859人と4千人を割るもののそれ以外の年では4千人以上を維持し、平成7年以降は穏やかな増加傾向にあります。

世帯数は、昭和30年の1,088世帯から平成2年の983世帯まで緩やかに減少したものの、平成22年は1,189世帯と穏やかな増加傾向に転じています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和30年から昭和45年にかけては、5.4人から4.0人と大きく減少しましたが、その後昭和45年から昭和60年にまでは4.0人以上を維持してきました。平成2年以降は穏やかな減少傾向にあります。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



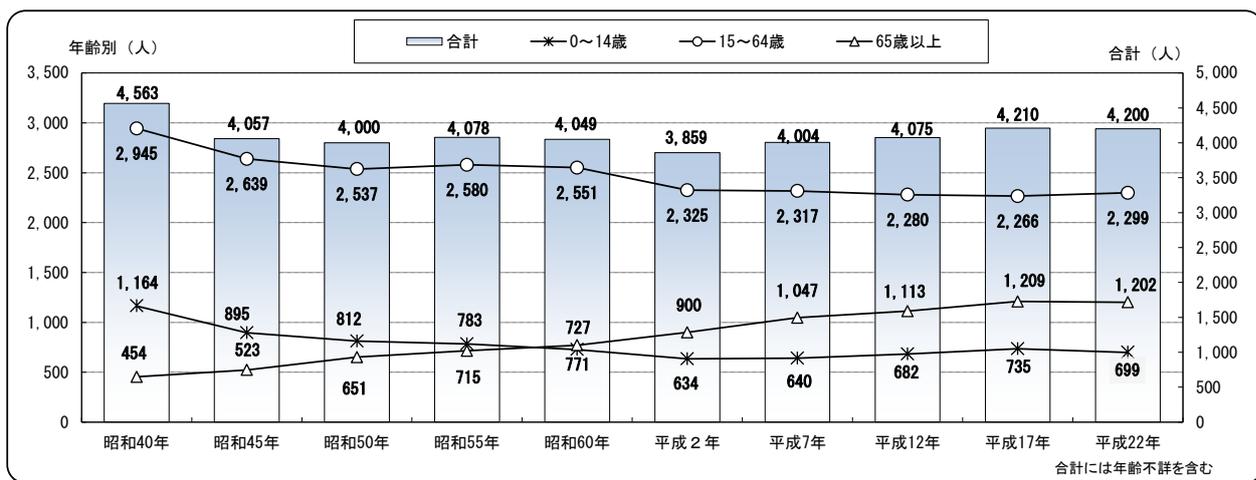
(2) 年齢階層別人口

平成2年から平成22年にかけての年齢別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)は増加傾向にあり、20年間で65人(10.3%)増加、老年人口(65歳以上)は302人(33.6%)増加しており、昭和60年に高齢人口が年少人口を逆転して以降、高齢人口が上回る状況が続いています。一方、生産年齢人口(15～64歳)は20年間で26人(1.1%)減少しましたが、平成2年以降は2,300人前後で推移しています。

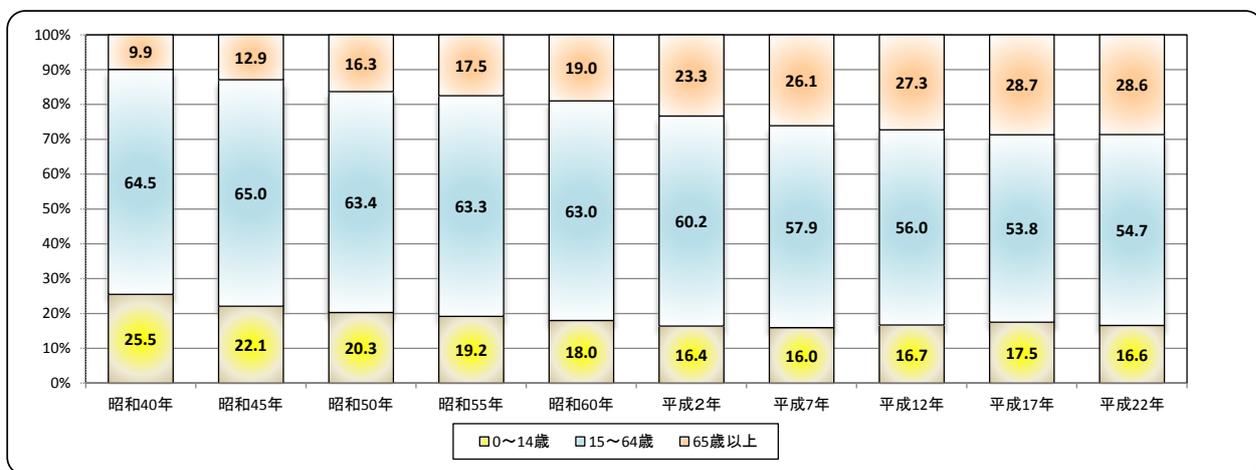
平成22年の年齢階層別人口構成比は、年少人口が16.6%、生産年齢人口が54.7%、老年人口が28.6%となっており、老年人口比は全国平均(23.0%)や長野県平均(26.5%)を上回っています。

年齢構成指数(図表3-5)では、平成2年から平成22年までの20年間で年少人口指数は3.1%の増加、老年人口指数は13.6%の増加となっています。老年化指数については平成2年の142.0%に対し、平成22年には30.0%増加の172.0%と高い値を示しています。

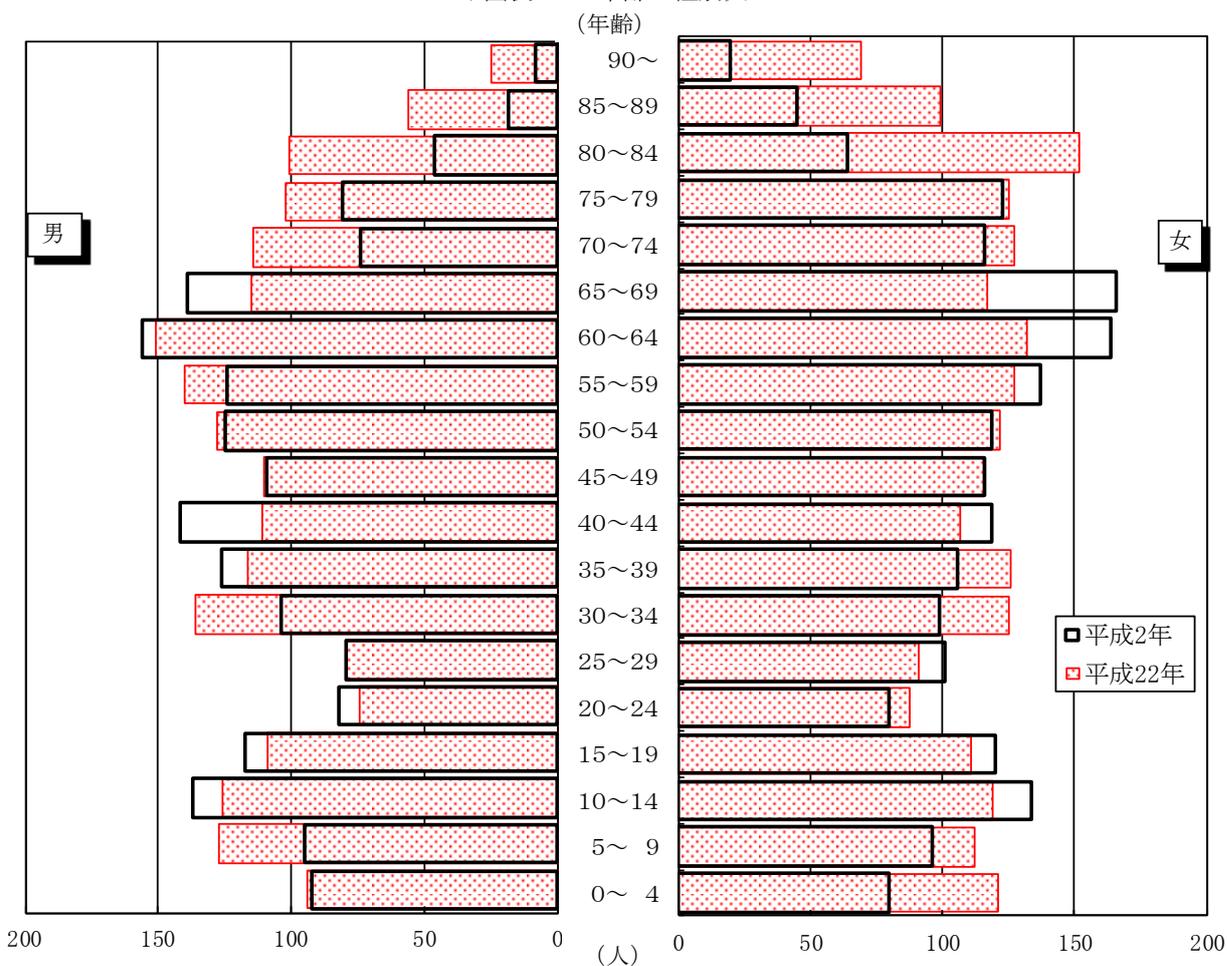
◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移



◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



◆図表 3-4 年齢・性別人口



◆図表 3-5 年齢構成指数の推移 (単位:%)

	年少人口	老年人口	従属人口	老年化
	指数	指数	指数	指数
平成2年	27.3	38.7	66.0	142.0
平成7年	27.6	45.2	72.8	163.6
平成12年	29.9	48.8	78.7	163.2
平成17年	32.4	53.4	85.8	164.5
平成22年	30.4	52.3	82.7	172.0

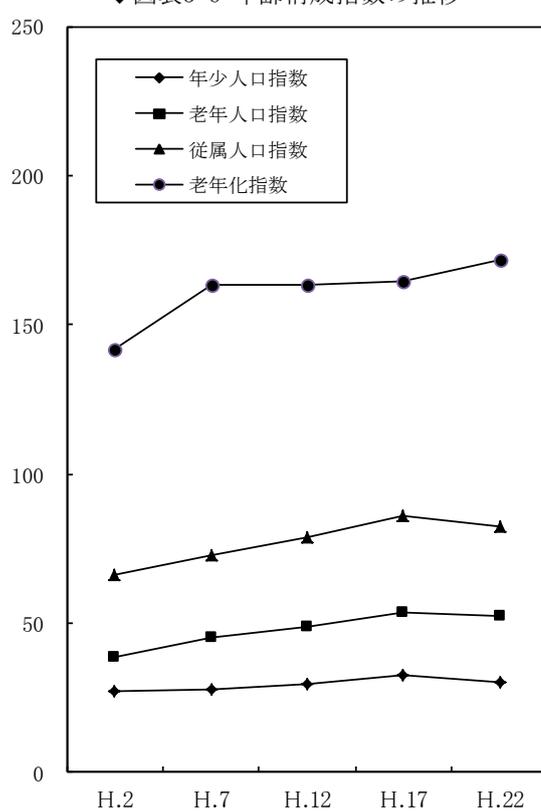
年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100

老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100

従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100

老年化指数=老年人口/年少人口×100

◆図表3-6 年齢構成指数の推移 (%)



(3) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計（H25.3 推計）による、本村の25年後の平成52年の総人口は3,855人で、平成22年に対し345人（8.2%）減少することが予想されています。

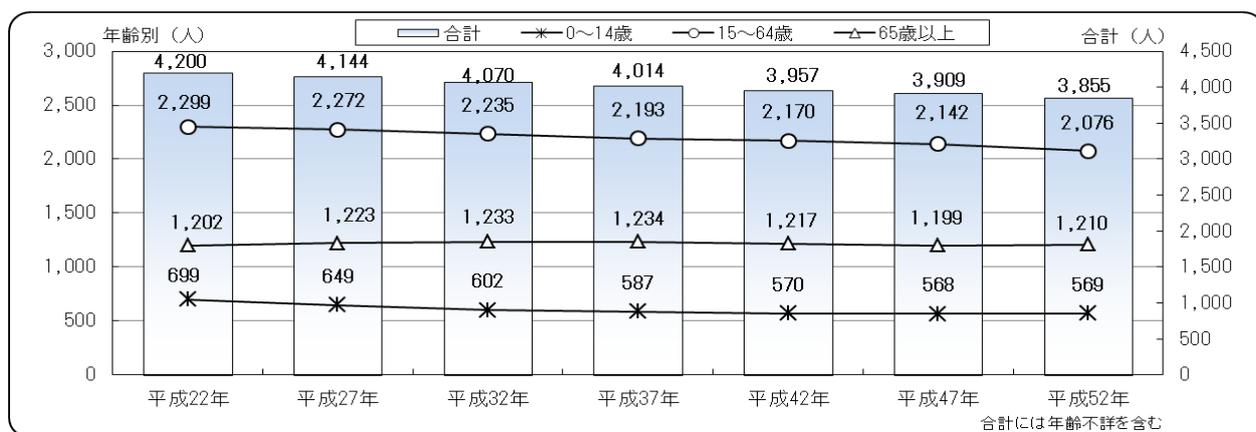
年齢階層別にみると、老年人口を除く各年齢層で減少する結果となっており、年少人口（0～14歳）は130人（18.6%）、生産年齢人口（15～64歳）は223人（9.7%）減少し、老年人口（65歳以上）は8人（0.7%）増加することが見込まれています。

人口構成比では、年少人口、生産年齢人口は緩やかに減少し、平成52年の割合はそれぞれ14.8%、53.9%で、老年人口については、年少人口、生産年齢人口の減少が続くことによる、相対的な増加が続くことにより、構成比では31.4%となっています。

また、老年人口と生産年齢人口の比率は、平成52年で1:1.7と予測され、1人の高齢者を1.7人で支えることになり、社会保障関係費の財政負担の増加や、公共施設の利用需要も変化してくるものと考えられます。

なお、「下条村人口ビジョン」の将来展望人口では、平成52年の総人口を3,924人程度（平成42年3,941人）と展望しています。このため、本計画では将来展望人口に対応することとし、計画目標年（平成42年度）の将来人口を3,941人と設定します。

◆ 図表 3-7 年齢階層別人口の推計（人口問題研究所推計（H25.3 推計））

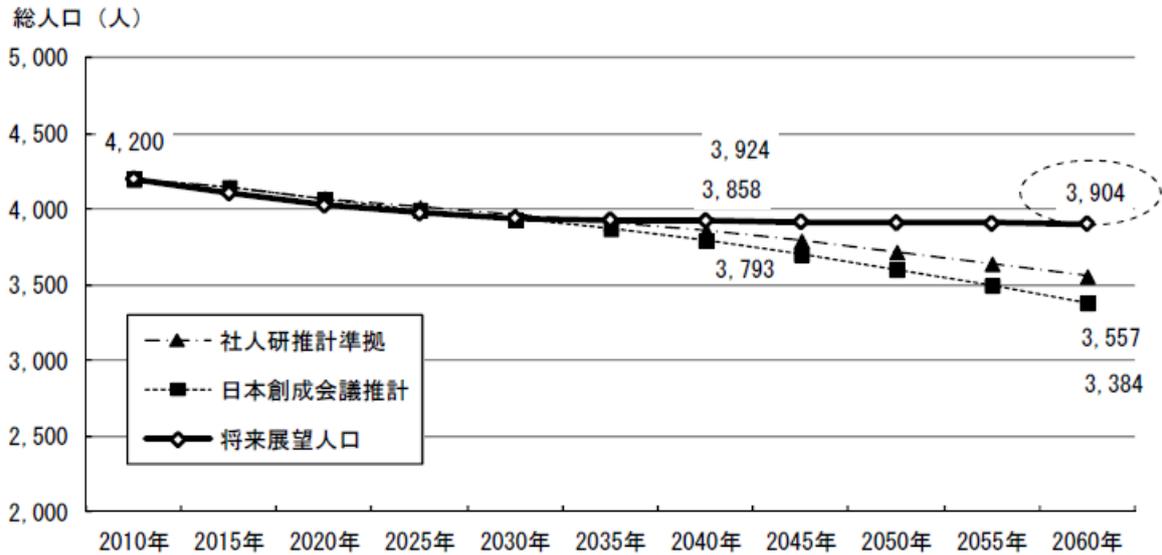


◆ 図表 3-8 年齢階層別人口の推計（人口問題研究所推計（H25.3 推計））

年齢階層	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	H22~H42年の人口増減率	H22~H52年の人口増減率
総数(人)	4,200	4,144	4,070	4,014	3,957	3,909	3,855	-5.8%	-8.2%
年少人口(0~14歳)	699	649	602	587	570	568	569	-18.5%	-18.6%
生産年齢人口(15~64歳)	2,299	2,272	2,235	2,193	2,170	2,142	2,076	-5.6%	-9.7%
老年人口(65歳以上)	1,202	1,223	1,233	1,234	1,217	1,199	1,210	1.2%	0.7%
比率(高齢者:生産年齢)	1:1.9	1:1.9	1:1.8	1:1.8	1:1.8	1:1.8	1:1.7	-	-
年齢階層:構成比	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	増減率	増減率
年少人口(0~14歳)	16.6%	15.7%	14.8%	14.6%	14.4%	14.5%	14.8%	-13.4%	-11.3%
生産年齢人口(15~64歳)	54.7%	54.8%	54.9%	54.6%	54.8%	54.8%	53.9%	0.2%	-1.6%
老年人口(65歳以上)	28.6%	29.5%	30.3%	30.7%	30.8%	30.7%	31.4%	7.5%	9.7%

● 下条村の将来展望人口

◆ 図表 3-9 推計パターン別にみた総人口の推移



◆ 図表 3-10 推計パターン別にみた総人口の推移

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
社人研推計準拠	4,200	4,145	4,073	4,012	3,959	3,910	3,858
日本創成会議推計	4,200	4,145	4,065	3,994	3,933	3,871	3,793
将来展望人口	4,200	4,106	4,025	3,973	3,941	3,929	3,924

	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研推計準拠	3,792	3,718	3,640	3,557
日本創成会議推計	3,701	3,602	3,498	3,384
将来展望人口	3,916	3,909	3,905	3,904

【設定条件】

	住基補正推計
基準年	2010-2015年
推計年	2015年～2060年
概要	社人研推計の手法に基づき、出生と移動に関する仮定を2010年から2015年の住民基本台帳人口に基づいて修正した推計。
出生に関する仮定	下条村における現在の合計特殊出生率2.03を維持し、2035年に長野県人口ビジョンと同様に人口置換水準である2.07を目指した推計 合計特殊出生率：2015年2.03（村基準値） 2035年2.07（人口置換水準）
死亡に関する仮定	社人研推計と同じ。
移動に関する仮定	長野県人口ビジョンと同じ。2020年にかけて3分の1に縮小し、2025年にかけて均衡。 加えて、移住・定住施策の推進により、2015年～2020年の5か年で5家族（夫婦+子ども一人）が転入2020年以降は5年ごとに7家族（夫婦+子ども一人）また、2025年以降5年ごとに3家族（50代夫婦）が移住してくることを仮定した推計。

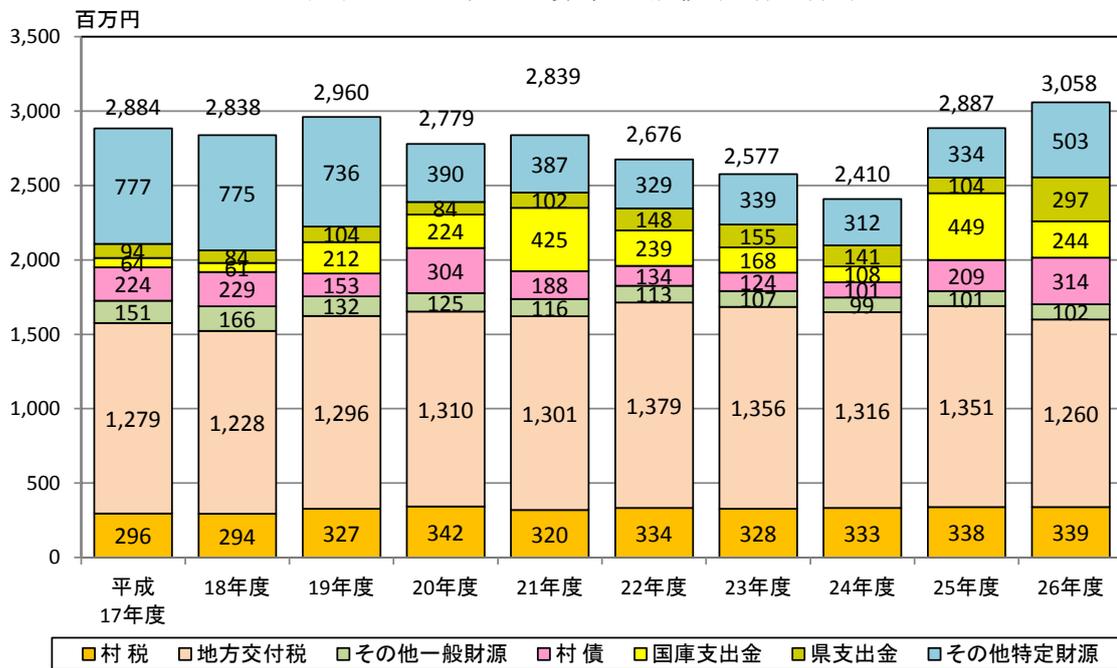
2 財政状況

(1) 歳入の状況

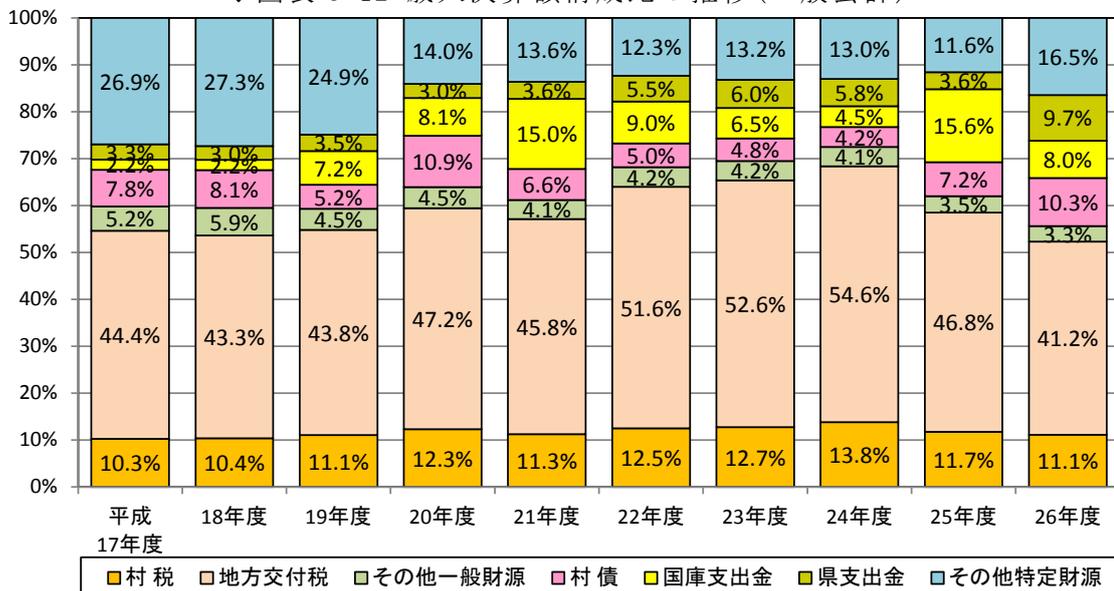
平成26年度における歳入総額は30.6億円となっており、概ね25億円から30億円で推移しており、前年度と比べて5.9%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね3億円前後でほぼ横ばいであり、平成26年度の村税収入は3.4億円で、歳入に占める村税の割合は11.1%となっています。今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村民税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、概ね13億円前後であり、平成26年度で歳入全体の41.2%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆ 図表 3-11 歳入決算額の推移(一般会計)



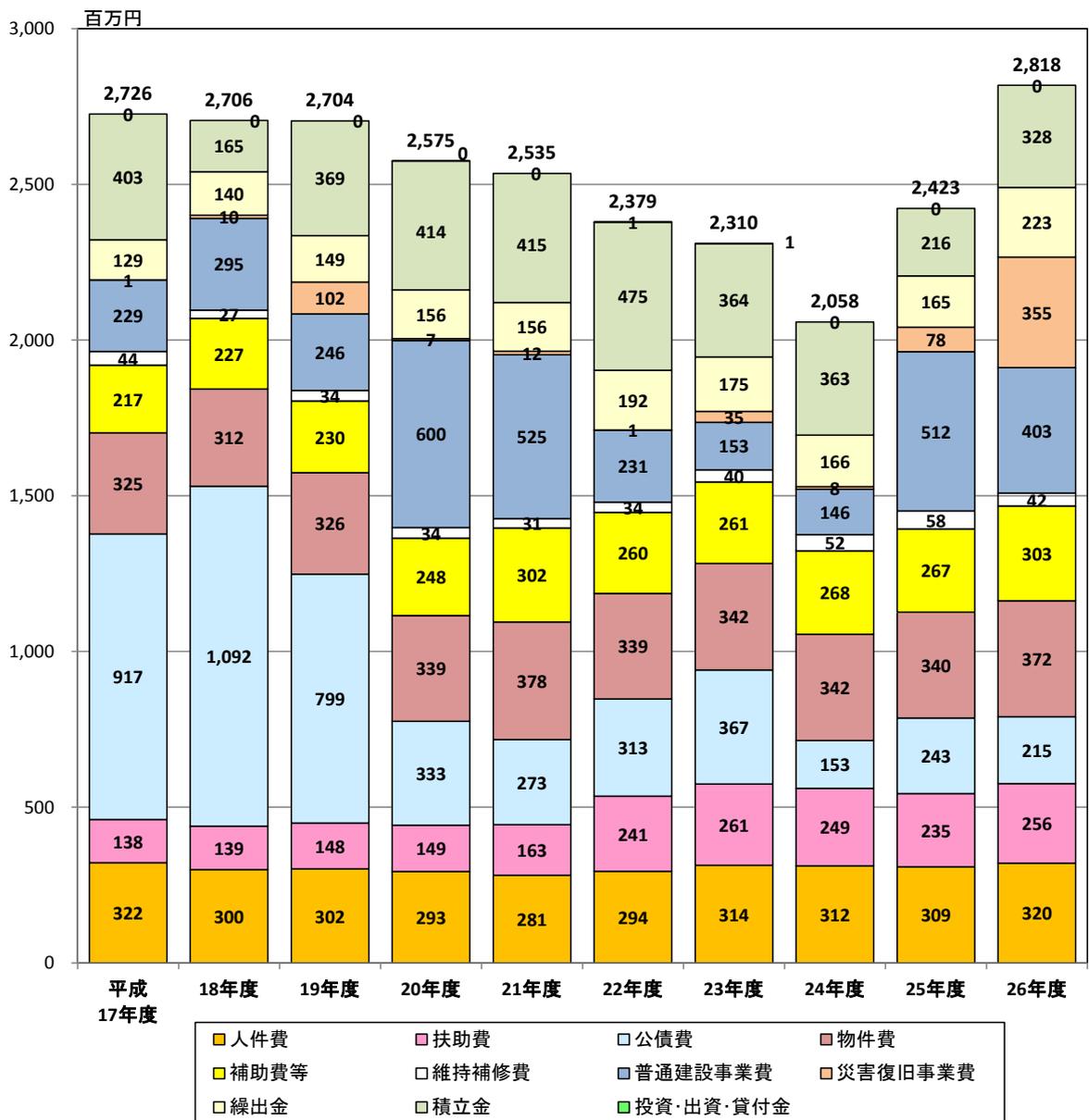
◆ 図表 3-12 歳入決算額構成比の推移(一般会計)



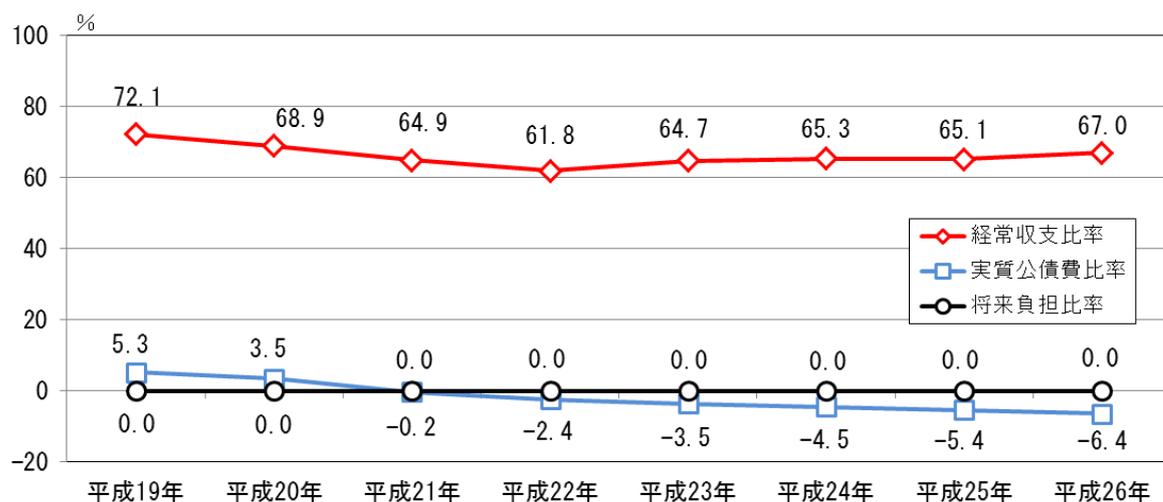
(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費について、人件費は横ばい、公債費は減少傾向にあるものの、社会保障関係の扶助費は増加傾向にあり、平成17年度から21年度は1.5億円前後であったものが、平成22年度から26年度は2.5億円前後で推移しています。高齢化の進展により、今後も医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は年度によって大きく差があり、平成17年度以降では最大で平成26年の7.6億円で全体の26.9%を占めています。今後、公共施設等が更新を迎えるにあたり、維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

◆図表 3-13 歳出決算額の推移(一般会計)



◆ 図表 3-14 財政指標



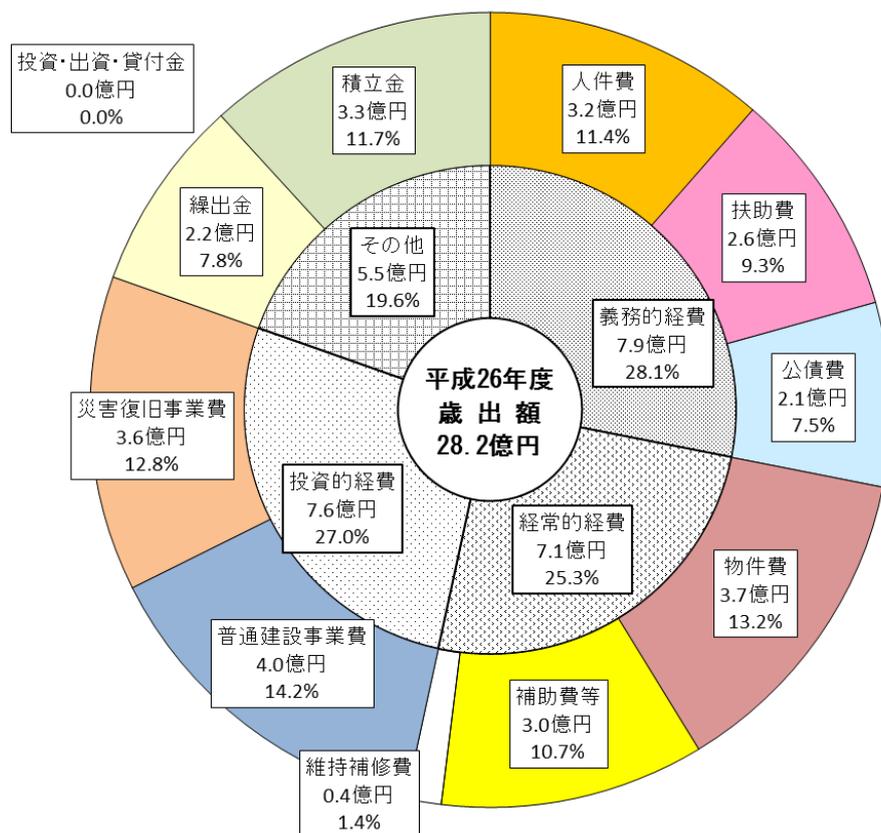
(3) 歳出決算額の性質別内訳

平成26年度の歳出総額28.2億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は7.9億円、義務的経費に物件費などの経常的経費を加えた額では15.0億円となっています。

また、普通建設事業費等の投資的経費は7.6億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、普通建設事業費等が一番大きく 14.2%、次いで物件費 13.2%、積立金 11.7%、災害復旧事業費 12.8%、経費人件費 11.4%、補助費等 10.7%、扶助費が 9.3%の順となっています。

◆ 図表 3-15 平成 26 年度歳出決算額の性質別内訳

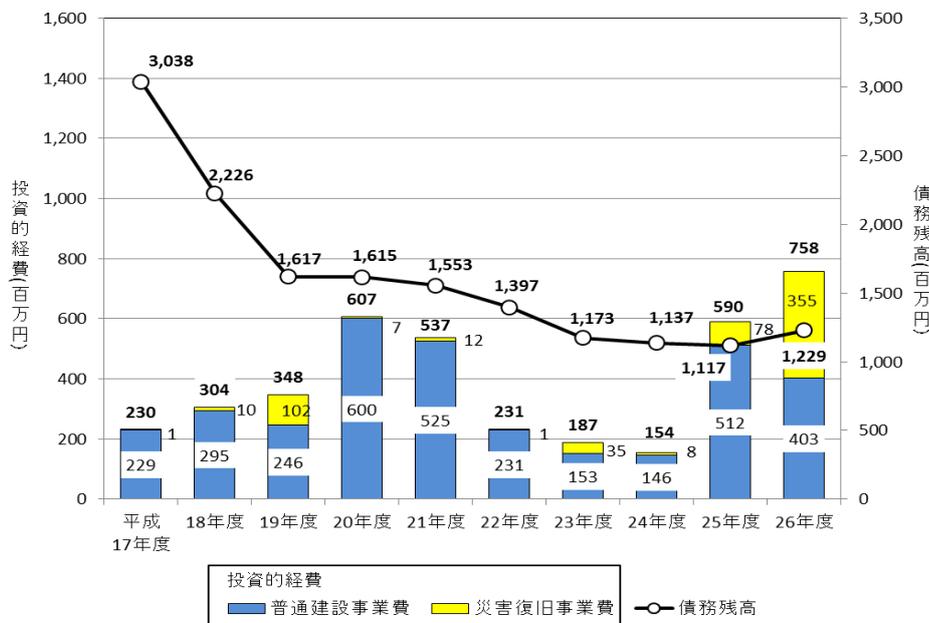


(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減はあり、平成 17 年度から平成 26 年度にかけて概ね 2～6 億円(平成 26 年は除く)の間で推移しています。平成 26 年度の投資的経費は 7.6 億円で前年と比べて災害復旧費の増加により約 1.7 億円増加しています。

村の借金にあたる債務残高は、平成 17 年度は約 30 億円でしたが、平成 26 年度は約 12 億円と 4 割程度まで圧縮しています。

◆ 図表 3-16 投資的経費と地方債残高の推移



3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費はほぼ一定、公債費は減少傾向であるものの、扶助費については高校生までの医療費の無料化、高齢者の医療費補助など独自施策により増加しつつあり、今後も高齢化率の上昇等に伴う増加が見込まれます。

過去 5 年間(平成 22 年度～平成 26 年度)の投資的経費の平均は約 3.8 億円となっています。今後もこの平均額と同程度の財源を確保するものと見込んだ場合、公共建築物に充当可能な財源は年平均で約 3.02 億円(40 年で約 121 億円)、インフラ施設で約 0.77 億円(40 年で約 31 億円)となります。

充当可能な財源の見込みとして過去の投資的経費の平均額を用いていますが、想定以上に財源の確保が厳しい状況となることが予想されることから、5 年程度の間隔で計画のフォローアップや見直しを行うものとし、財源見込みと実際の財源との乖離が広がらないように努めていく必要があります。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、村債の適正運営と有効利用、新しい課税客体の創出により、財源の確保を図るとともに、資材支給事業など村独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第4 公共施設の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

(1) 公共建築物の保有状況

本村の公共施設の保有状況は以下のとおりです。分類については、総務省より公表された、公共施設等更新費用試算ソフト（以下、「試算ソフト」といいます。）の分類表を基本に整理しています。

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は 47,228.92 m²であり、その内訳は、公営住宅が 29.2%と最も多く、次いで学校教育施設が 21.5%、スポーツ・レクリエーション系施設が 14.0%と続き、この3分類で全体の約7割を占めていることがわかります。

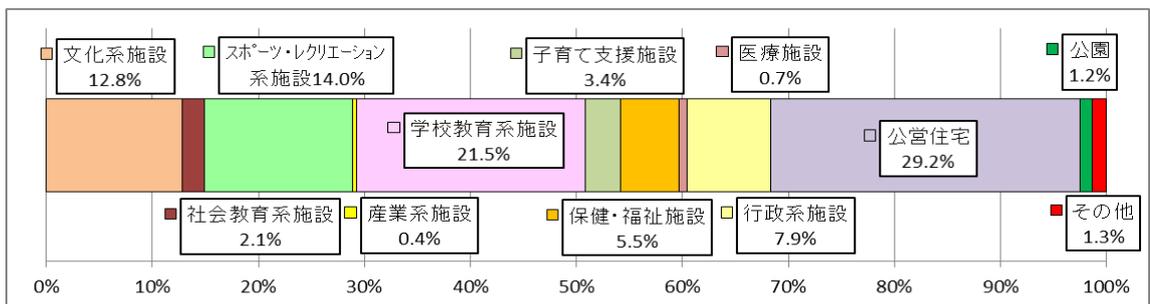
また、村民一人当たりでは 11.8 m²*となっています。

*一人当たりの面積は、平成26年住民基本台帳を使用

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	延床面積 (m ²)	主な施設
文化系施設	集会施設	3,347.83	村民センター、ふれあいセンター等
	文化施設	2,686.60	文化芸能交流センター(コスモホール)
社会教育系施設	図書館等	1,007.19	多目的施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3,266.34	インドアスポーツセンター等
	レクリエーション施設・観光施設	3,362.19	コスモスの湯、そばの城等
産業系施設	産業系施設	178.88	農産物加工センター
学校教育系施設	学校	9,710.32	校舎、プール場等
	その他教育施設	428.00	学校給食センター
子育て支援施設	幼児・児童施設	505.88	児童館
	幼稚園・保育園・こども園	1,098.62	保育所
保健・福祉施設	保健・高齢福祉施設	2,600.20	保健センターいきいきランド等
医療施設	医療施設	341.70	診療所
行政系施設	庁舎等	2,184.63	役場庁舎
	消防施設	469.47	消防団詰所
	その他行政系施設	1,075.28	放送センター、防災倉庫等
公営住宅	公営住宅	13,807.33	村営住宅
公園	公園	544.99	公園、トイレ等
その他	その他	613.47	教員住宅、バリアフリー型トイレ
合計		47,228.92	

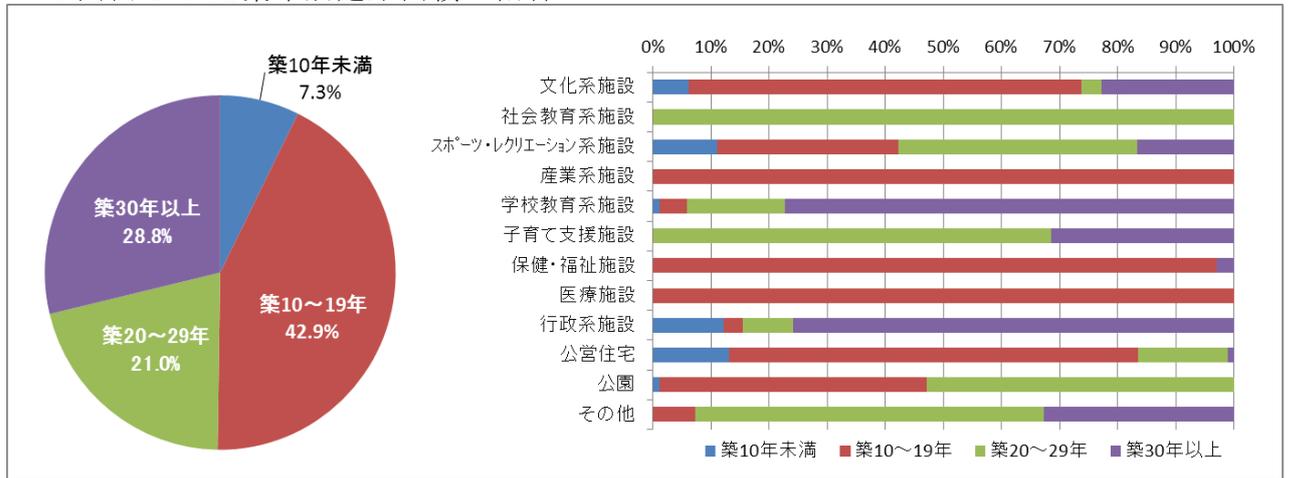
◆図表 4-2 公共施設延床面積の割合



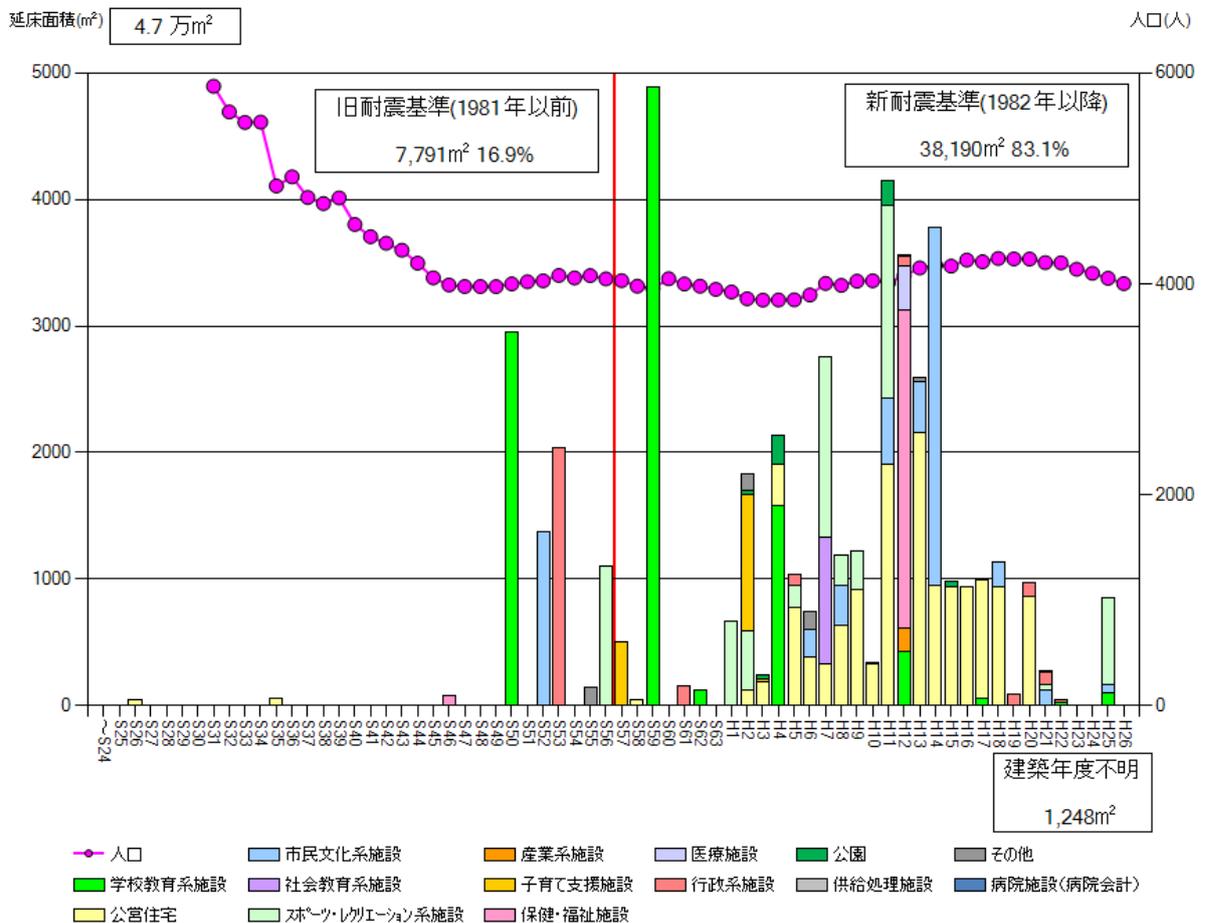
(2) 築年別整備状況

昭和58年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の28.8%、10年後に30年以上経過となる施設割合は49.8%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延べ床面積の状況

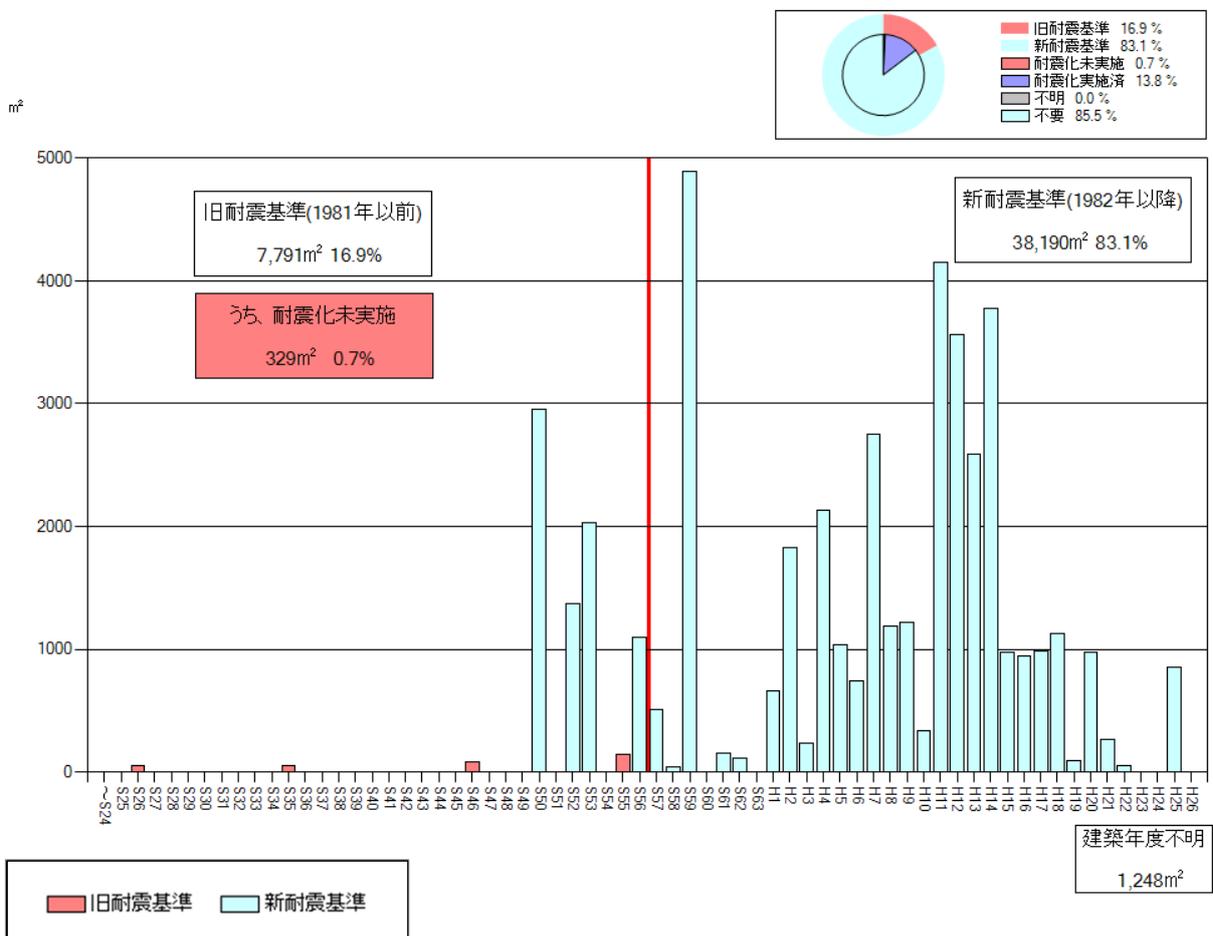


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の83.1%が新耐震基準による整備、残りの16.9%が昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち耐震性なし・未確認の施設は全体の0.7%となっています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 190.9km、橋りょうが 66 橋、上水道管路延長が 119.7km、農林道延長が 18.7km、林道橋りょうが 15 橋などとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

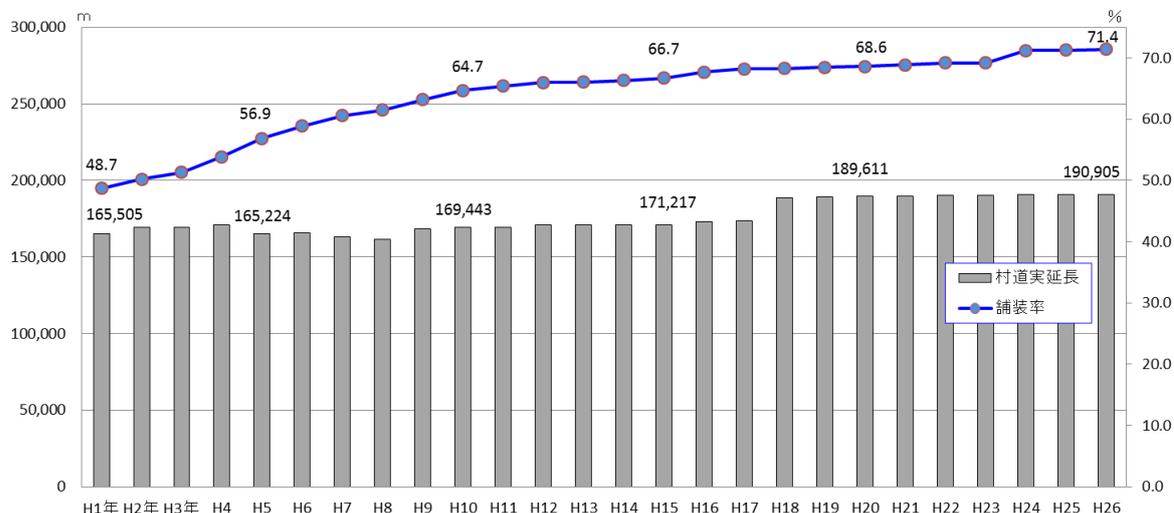
◆ 図表 4-6 インフラ施設の保有状況

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	190,905m
	1 級村道延長	19,756m
	2 級村道延長	31,865m
	その他村道延長	139,284m
橋りょう	橋りょう数	66 橋
上水道	管路総延長	119,665m
農林道施設	農道延長	405m
	林道延長	18,288m
	林道橋りょう数	15 橋

ア. 道路

平成 26 年の村道の実延長は、190,905mあり、舗装率は 71.4%の整備となっています。推移については、平成元年の 165,505mから 25,400m（15.3%）延びています。

◆ 図表 4-7 道路の年度別整備状況

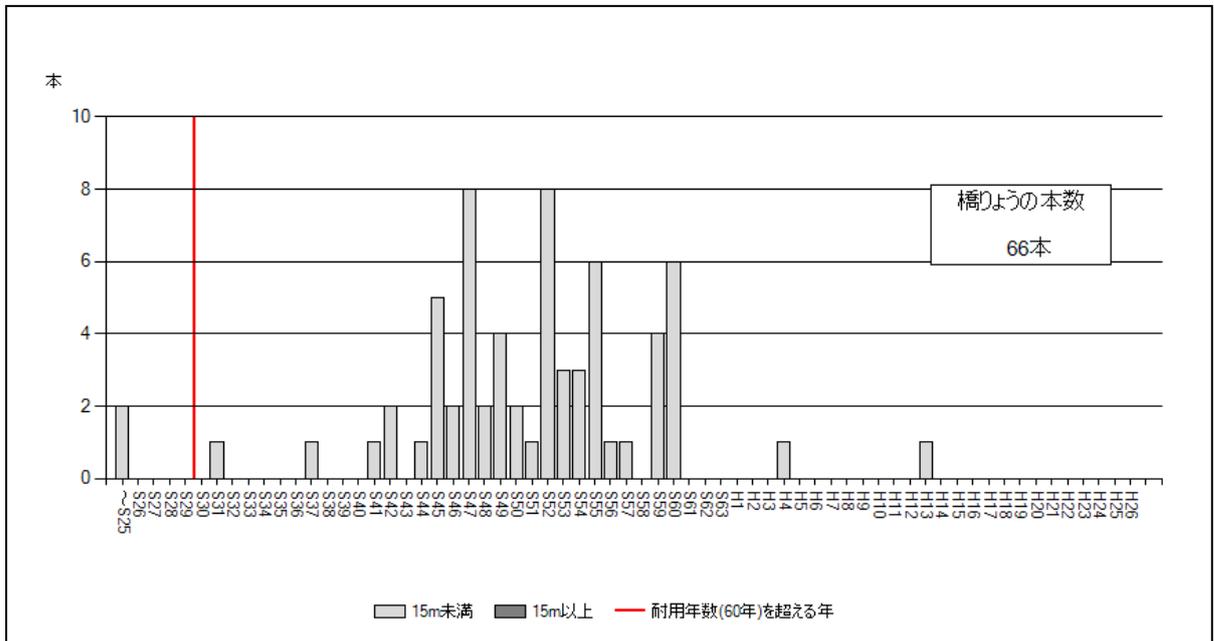


イ.橋りょう

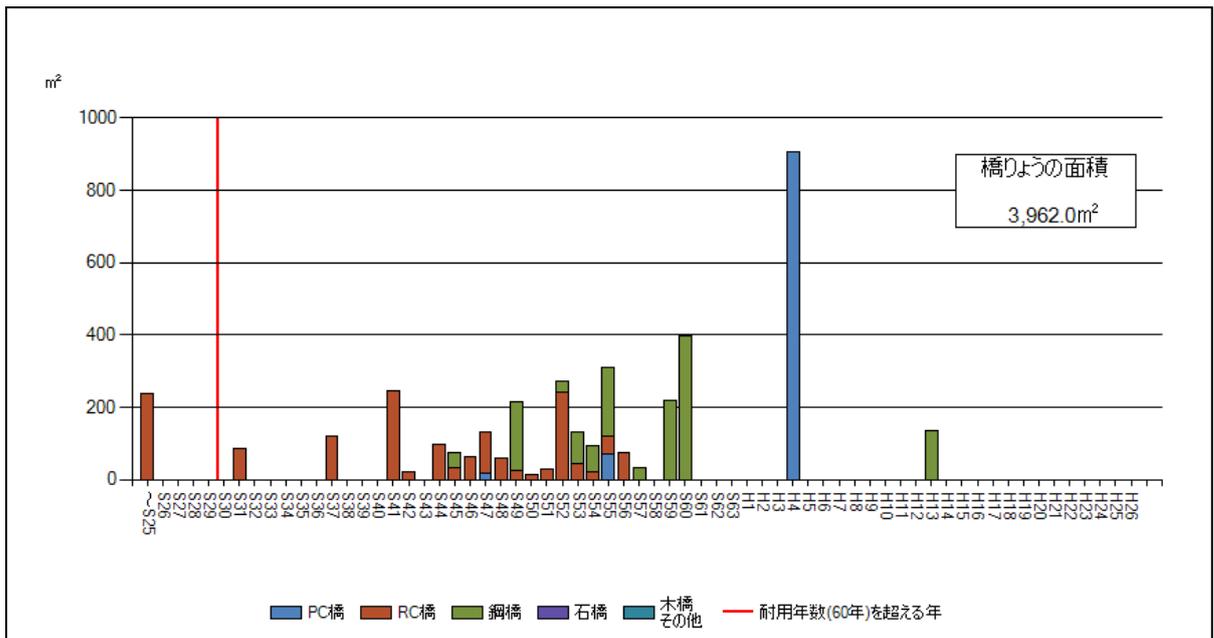
橋りょうについては、供用年数が30年から39年のものが33橋と多く、40年から49年が27橋、50年以上が4橋あり、供用年数が30年以上の橋りょうは64橋で全橋りょうの97%を占め、管理する橋りょうのほとんどが30年後には供用年数が60年を越すこととなります。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ橋梁を計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◆ 図表 4-8 橋りょうの年度別整備数



◆ 図表 4-9 橋りょうの構造別年度別整備面積

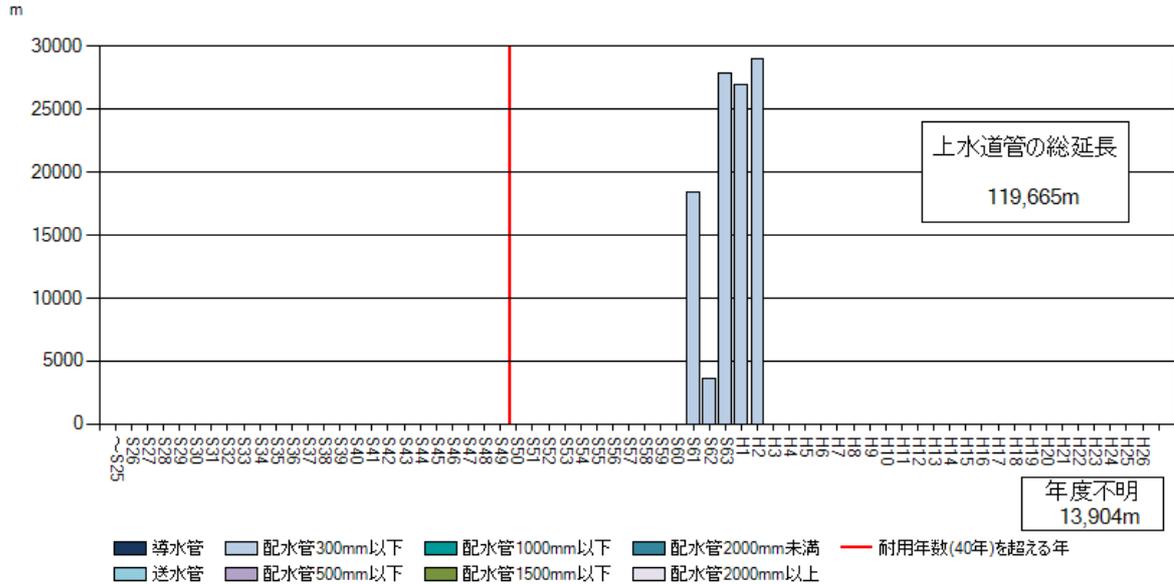


ウ.上水道

現在、村が管理する水道管の総延長は約 119,665m となっています。

水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ更新年数の 40 年を経過しているものはありませんが、今後 20 年間で更新年数の 40 年に達します。

◆ 図表 4-10 上水道管の年度別整備状況

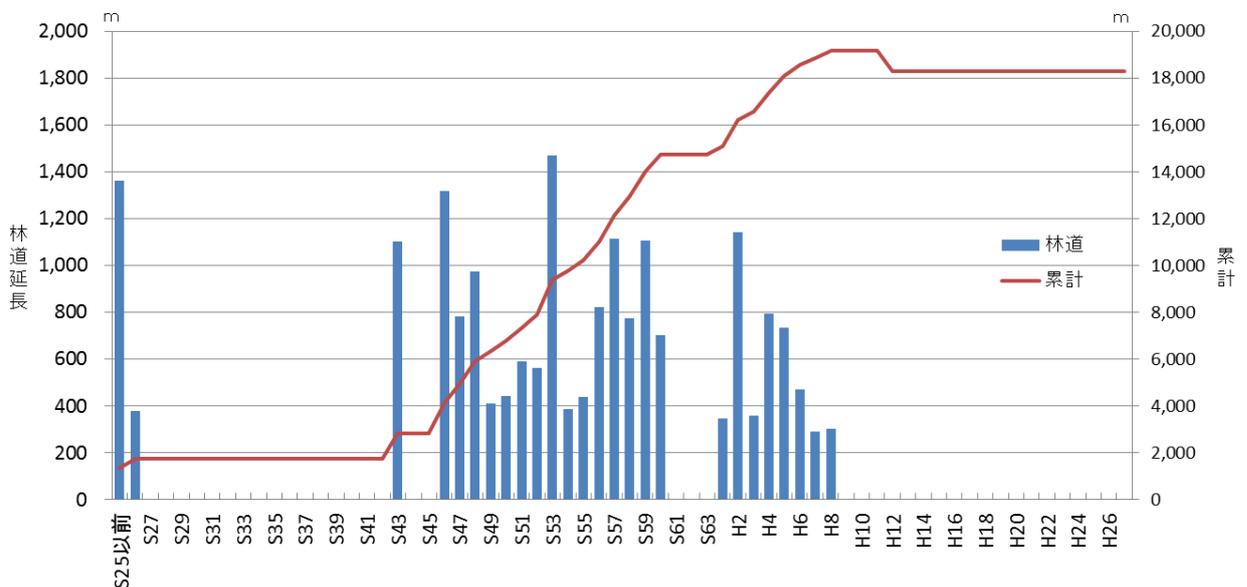


エ.農林道施設

農道・林道の路線数及び実延長は、農道 1 路線、実延長 405m、林道 11 路線、実延長 18,288m となっており、林道は昭和 40 年代から 50 年代に築造された路線が多くあります。

橋りょう（林道）は、本数 15 橋、実延長 205m となっています。

◆ 図表 4-11 林道の整備状況



注：平成 12 年に平面図作成のための測量を実施したことによる各路線の増減により減少。

3 将来の更新費用の推計（試算ソフト活用）

（1）試算の方法

将来の公共施設等の更新費用の推計は、試算ソフトを活用し、今後40年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

試算結果は、将来想定される費用の概算（おおよその額）を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◎算出根拠等については一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」を参照して下さい。

◆推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

◆更新の考え方、試算条件

【公共建築物】 大規模改修：建設後30年（改修期間を2年）
 建 替 え：建設後60年（建替え期間を3年）
 積み残し：建設時より31年以上50年経過は、今後10年間で均等に行い、51年以上経過は、60年を経た年度に行うと仮定します。60年以上経過は、今後5年間で均等に更新すると仮定します

【道 路】 15年で舗装部分の更新（打換え）

・舗装の耐用年数10年、舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年と仮定します。

【橋りょう】 60年で架け替（法定耐用年数60年）

【上水道管】 40年で更新（法定耐用年数40年）

◇更新単価

公共建築物			
施設分類		大規模改修	建替え
文化系、社会教育系、産業系施設、医療施設、行政系等施設		25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他		20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等、公園		17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅		17万円/㎡	28万円/㎡
道路			
一般道路	4,700円/㎡	自転車歩行者道路	2,700円/㎡
橋りょう			
総面積あたり		448千円/㎡	
PC橋、RC橋、石橋、その他		425千円/㎡	鋼橋 500千円/㎡
上水道			
導水管及び送水管径		配水管径	
～300mm未満	100千円/m	～150mm以下	97千円/m
300～500mm未満	114千円/m	～200mm以下	100千円/m
500～1000mm未満	115千円/m	～250mm以下	103千円/m
1000～1500mm未満	116千円/m	～300mm以下	106千円/m

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

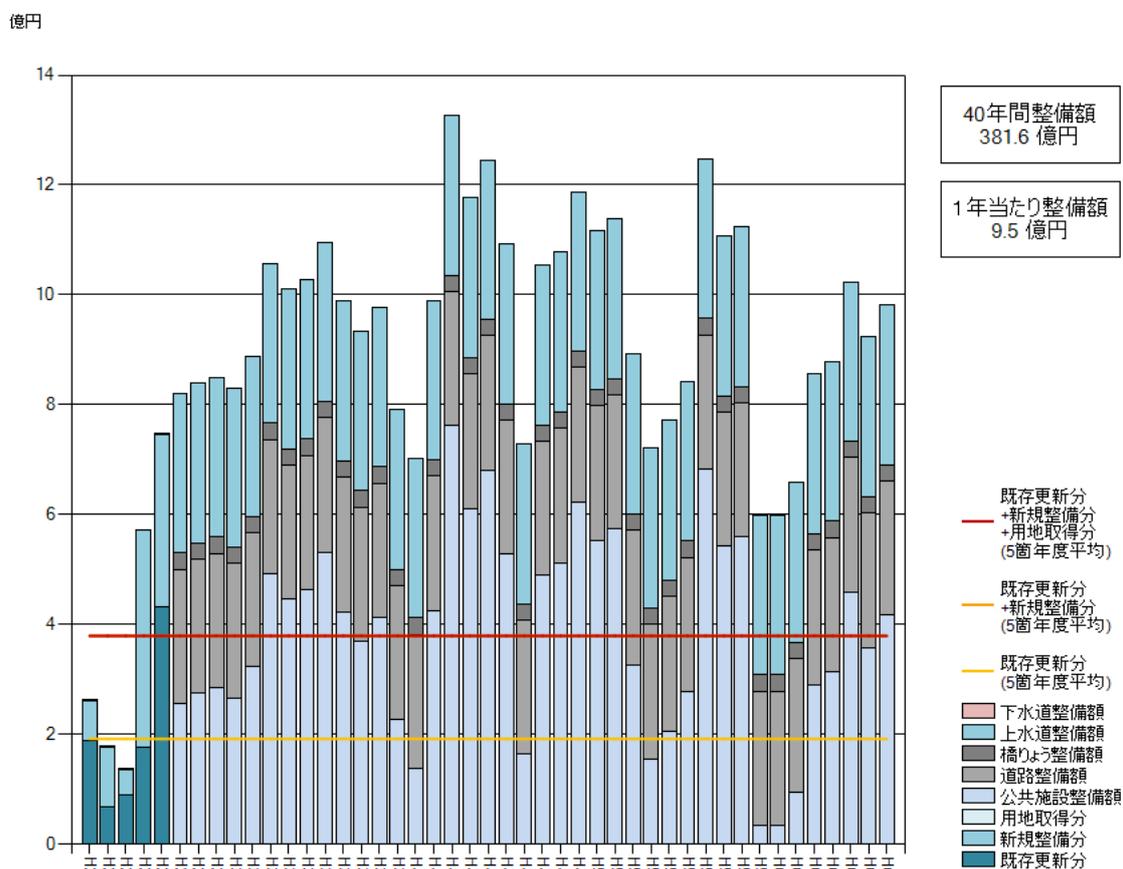
総務省提供ソフトを活用し、今後40年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は40年間で381.6億円、年平均で9.5億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較すると約2.5倍になります。

◆図表 4-12 更新費用の推計

種別	過去5年実績 (単年平均A)	40年累計	40年累計 (単年平均B)	倍率 B/A
公共施設	3.02億円	155.6億円	3.9億円	1.3
インフラ施設	0.77億円	226.0億円	5.6億円	7.3
道路	0.61億円	97.8億円	2.4億円	3.9
橋りょう	0.0億円	11.8億円	0.3億円	-
上水道	0.16億円	116.3億円	2.9億円	18.1
合計	3.79億円	381.6億円	9.5億円	2.5

注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

◆図表 4-13 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ施設）

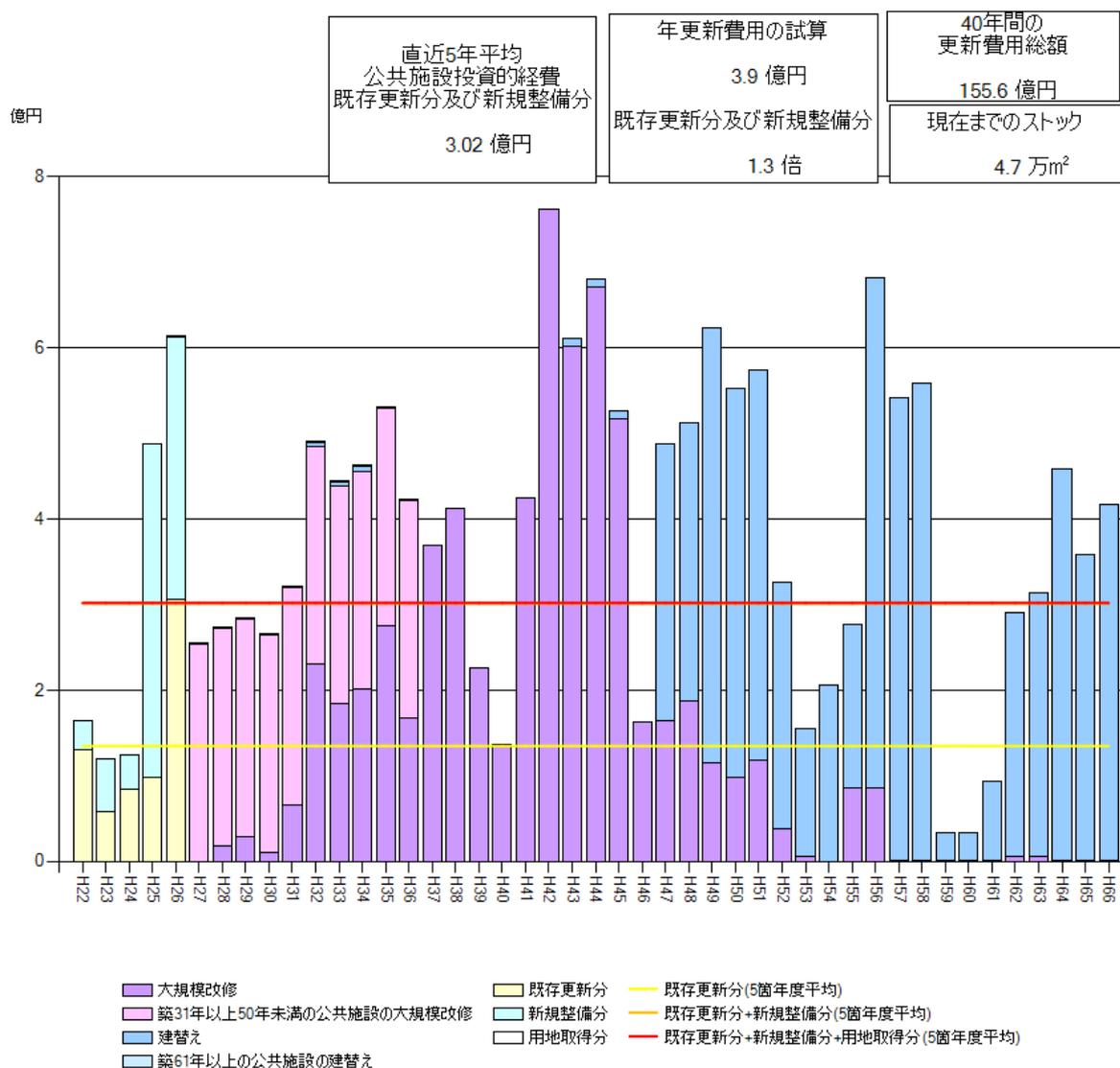


(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

公共施設の建物について、今後40年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約155.6億円となります。

今後40年間の年平均では約3.9億円となり、過去5年間の公共施設に係る投資的経費の平均3.02億円の約1.3倍の予算が必要となることとなりますが、今後、人口の減少や少子高齢化が進み、扶助費など社会保障関連経費の増加が想定される中、全ての公共施設を将来にわたり維持していくために、この経費を確保し続けていくことは、困難と考えられます。

◆図表 4-14 公共建築物の将来の更新費用の推計

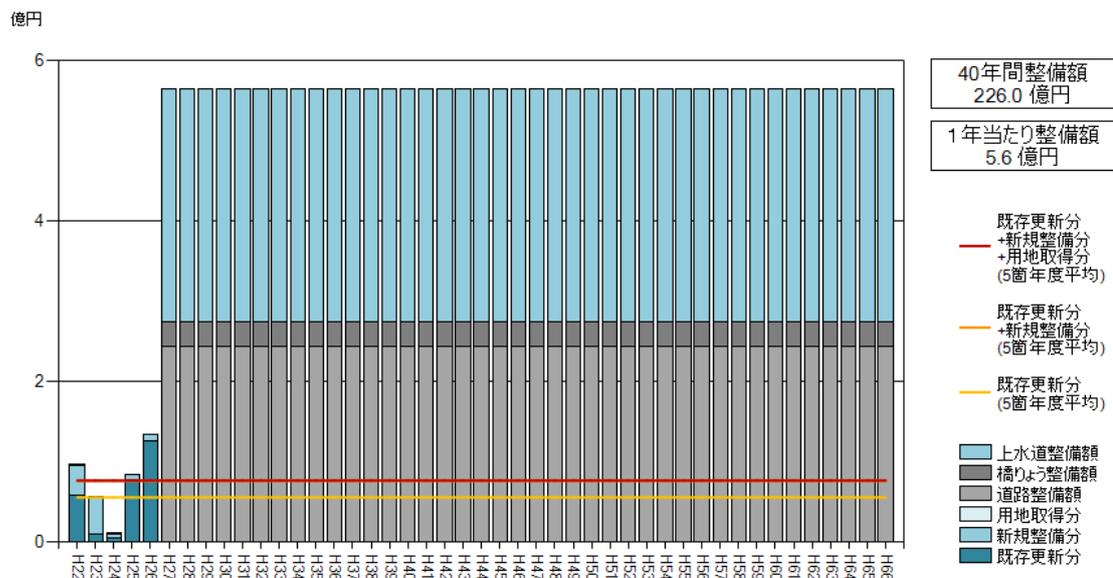


(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

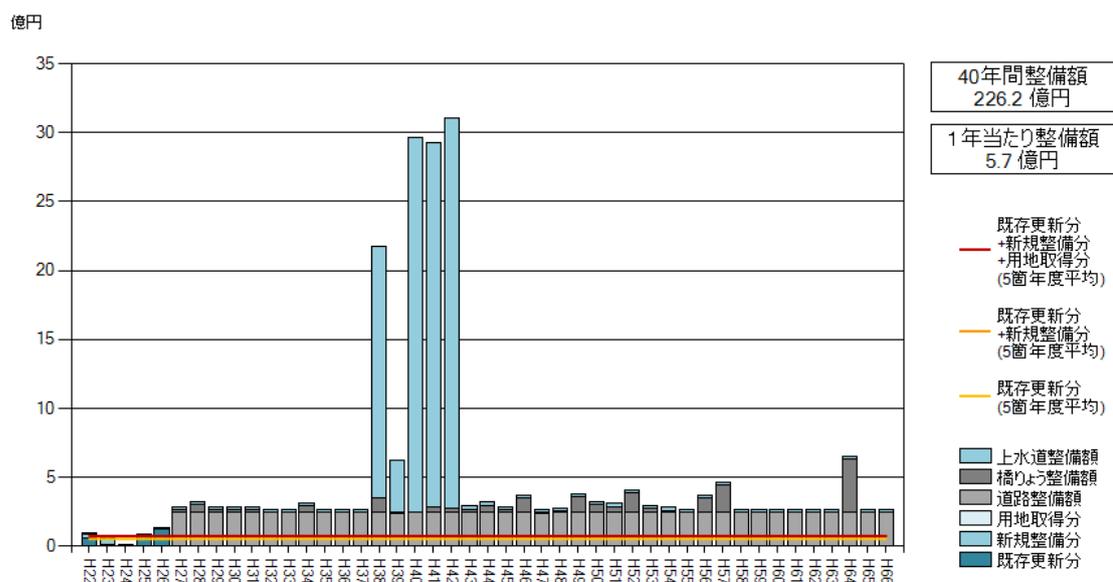
今後40年間このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に、必要なコストを公共施設と同様に一定の条件のもとで試算したところ、インフラ施設全体では40年間で226.0億円、年平均で5.6億円となり、これまでの投資的経費の7.3倍となります。

このように、これまでのやり方でインフラ施設全てを更新していくことは困難であり、更新時期の分散化などが必要となります。

◆ 図表 4-15 インフラ施設の将来の更新費用の推計（平準化）



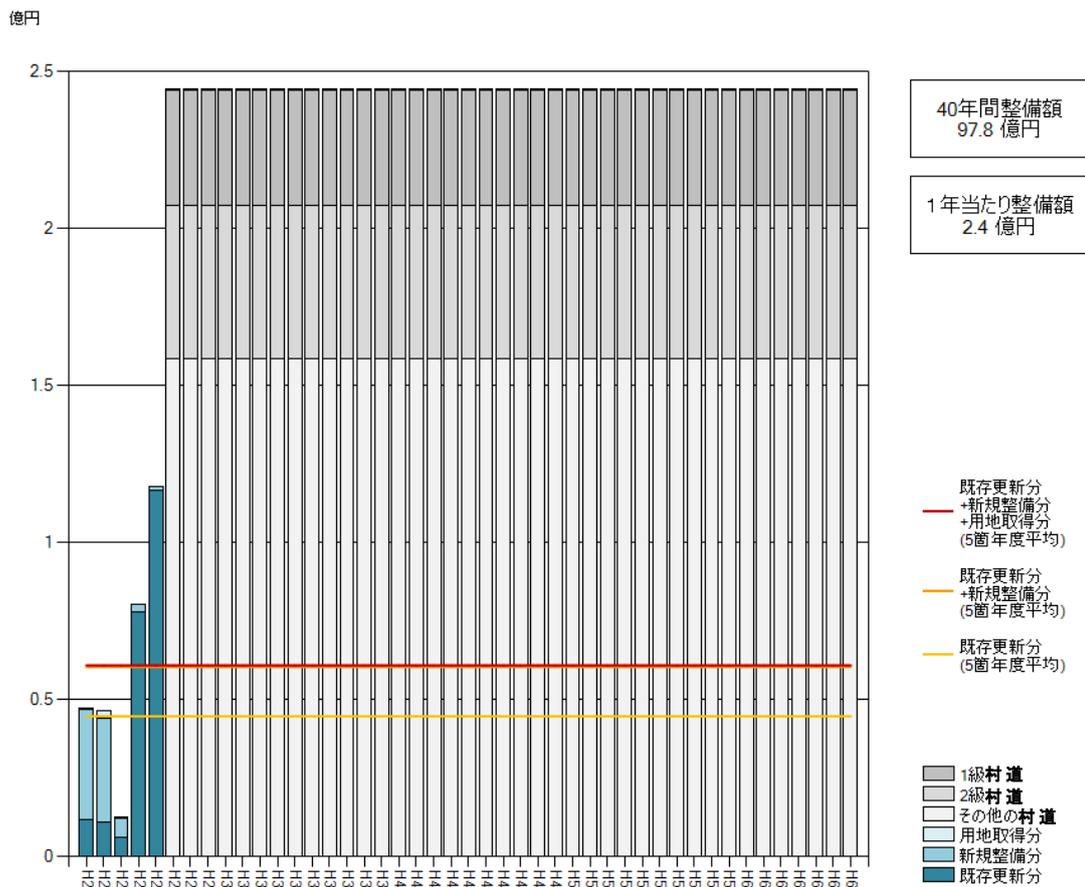
◆ 図表 4-16 インフラ施設の将来の更新費用の推計



ア 道路

村道面積を更新年数の15年で割った面積約5.2万㎡を、1年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後40年間に必要となる更新費用の総額は約97.8億円となり、40年間の平均では年間約2.4億円となります。

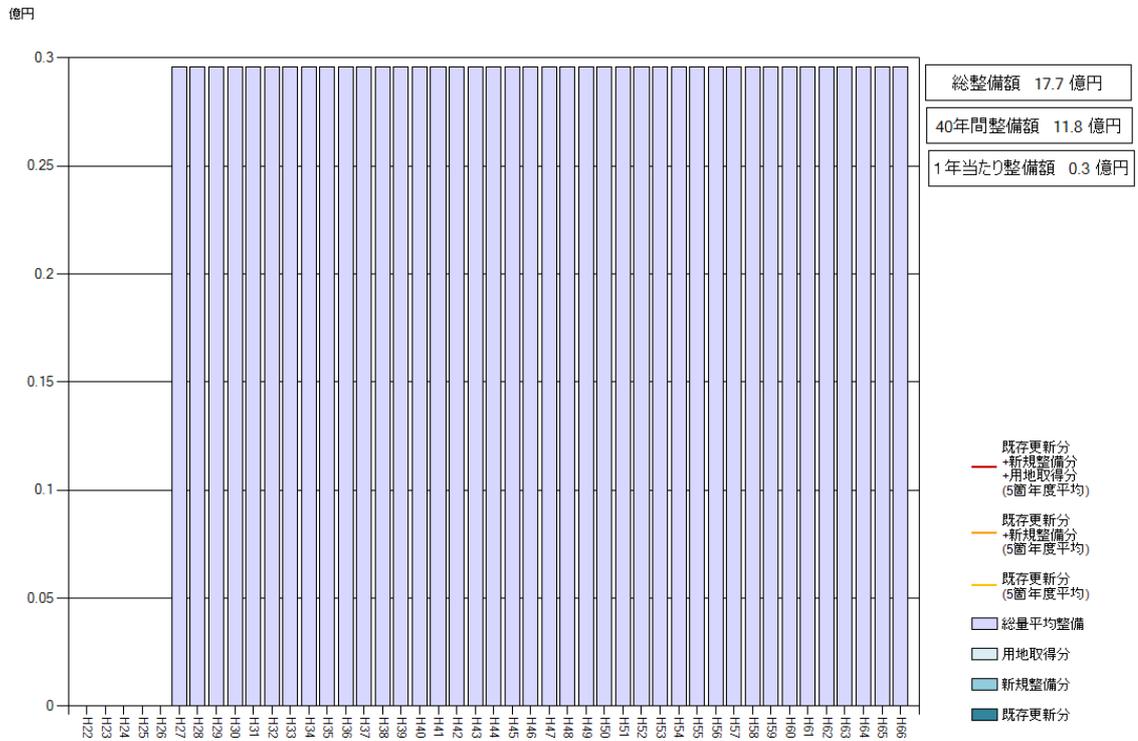
◆ 図表 4-17 総面積による村道の将来の更新費用の推計



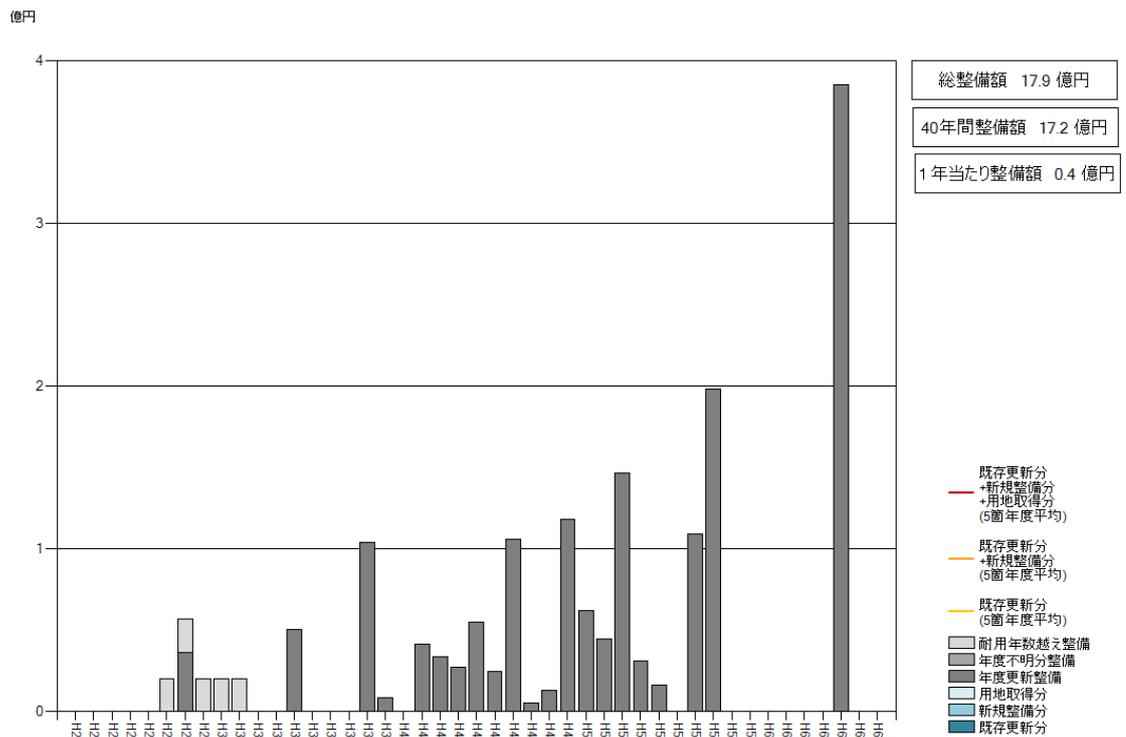
イ 橋りょう

橋りょうの耐用年数を60年と仮定して、今後必要となる更新(架替え)費用(平準化)を試算した結果、総額は約17.7億円、40年間の整備額では約11.8億円となり、40年間の平均は年間約0.3億円となります。

◆ 図表 4-18 総量平均整備による橋りょうの将来の更新費用の推計 (平準化)



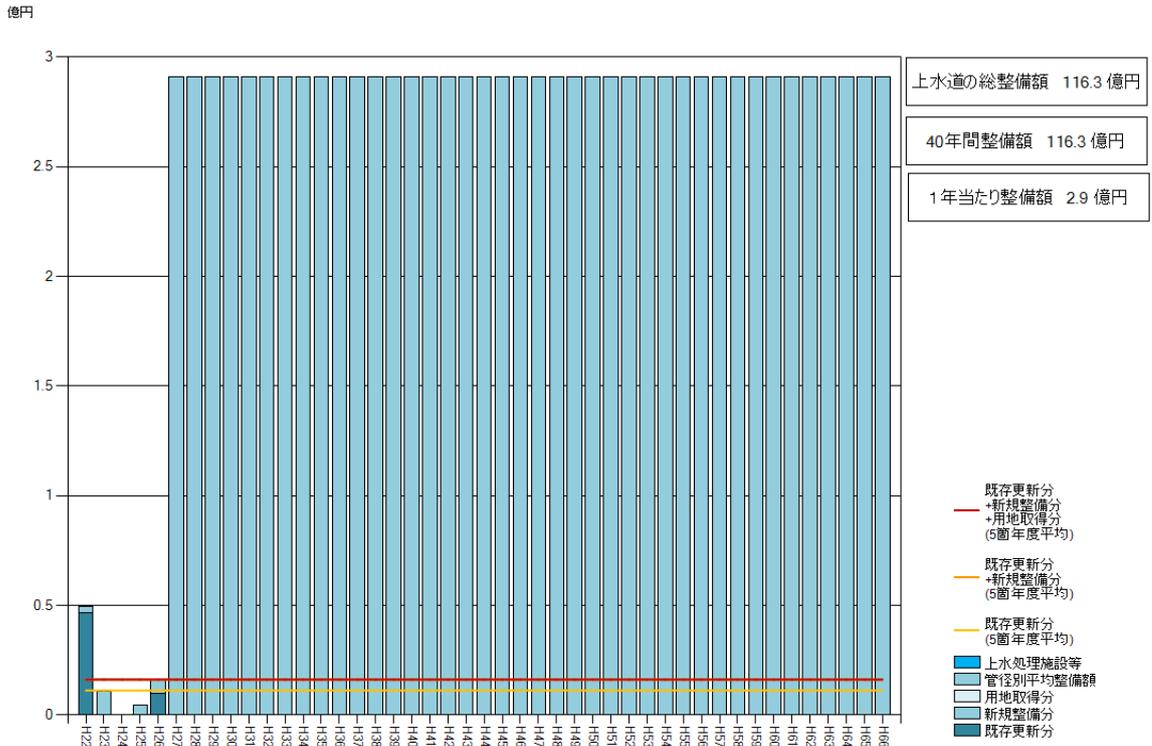
◆ 図表 4-19 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計



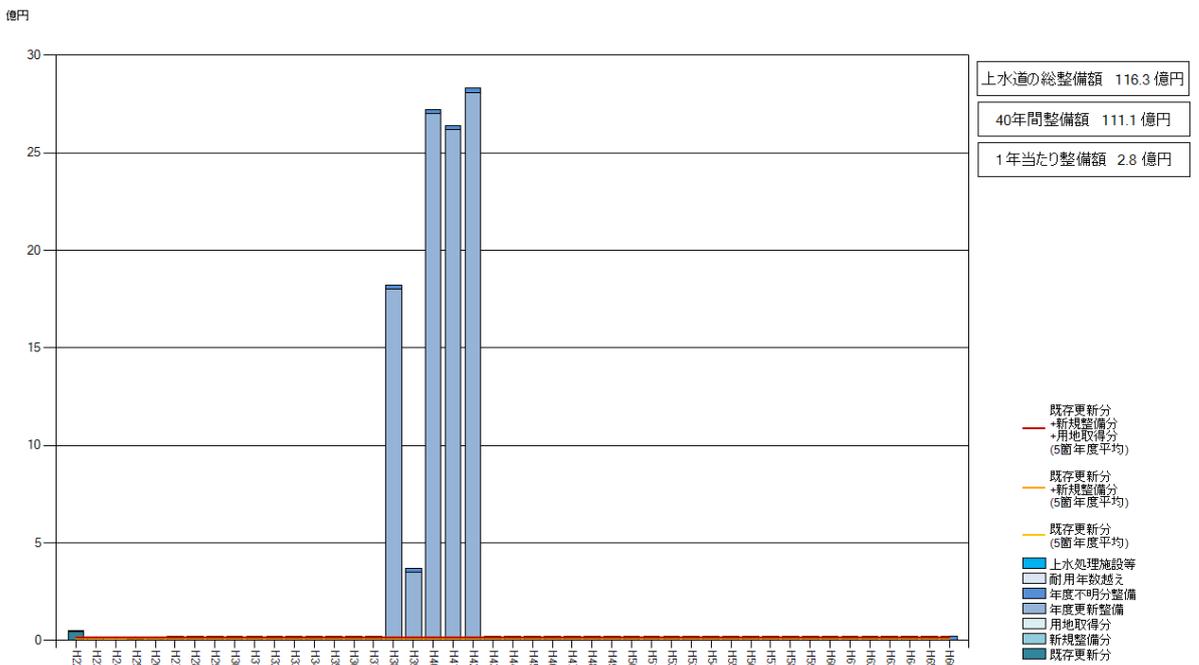
ウ 上水道

村が管理する水道管総延長について、耐用年数を40年と仮定して、今後必要となる更新（布設替え）費用（平準化）を試算した結果、総額は約116.3億円、40年間の平均では年間約2.9億円となります。

◆ 図表 4-20 総量平均整備による上水道の将来の更新費用の推計（平準化）



◆ 図表 4-21 上水道管の将来の更新費用の推計



(5) 人口減少による将来負担コスト増

一定の条件のもとに試算を行った将来コストの概算では、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、道路、橋りょう、上水道のインフラ施設の更新に必要な費用総額が、現状の投資的経費の規模を上回る結果となっています。

現状の公共建築物の保有面積は約 4.7 万㎡で、村民一人当たり約 12 ㎡を保有しており、過去 5 年間に於ける村民一人当たりの投資的経費は、年平均 75,462 円です。

現在の保有面積を今後も維持した場合、人口減少の影響も考慮すると平成 42 年には一人当たり 98,960 円となり、実質的に現行の約 1.3 倍の負担となる計算になります。

また、インフラ施設においても負担が増加する傾向にあり、道路・橋りょう・上水道を合わせて一人当たりの年間負担は 7.4 倍の増額が必要となります。

インフラ施設は、使用方法の変更は難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、更新費用を低減していく必要があります。橋りょうについては、「下條村橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、長寿命化への取組みを始めていますが、今後も国などが示す点検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

◆図表 4-22 人口減少を考慮した将来負担

		既往実績		推 計		倍率 B/A
人 口		平成 26 年 4,002 人		平成 42 年 3,941 人		
種 別	単年平均		単年平均			
	過去 5 年実績	1 人あたり A	今後 40 年	1 人あたり B		
投 資 的 経 費	公共建築物	3.02 億円	75,462 円	3.9 億円	98,960 円	1.3
	道 路	0.61 億円	15,242 円	2.4 億円	60,898 円	4.0
	橋りょう	-	-	0.3 億円	7,612 円	-
	上 水 道	0.16 億円	3,998 円	2.9 億円	73,585 円	11.2
合 計		3.79 億円	94,703 円	9.5 億円	241,056 円	2.5

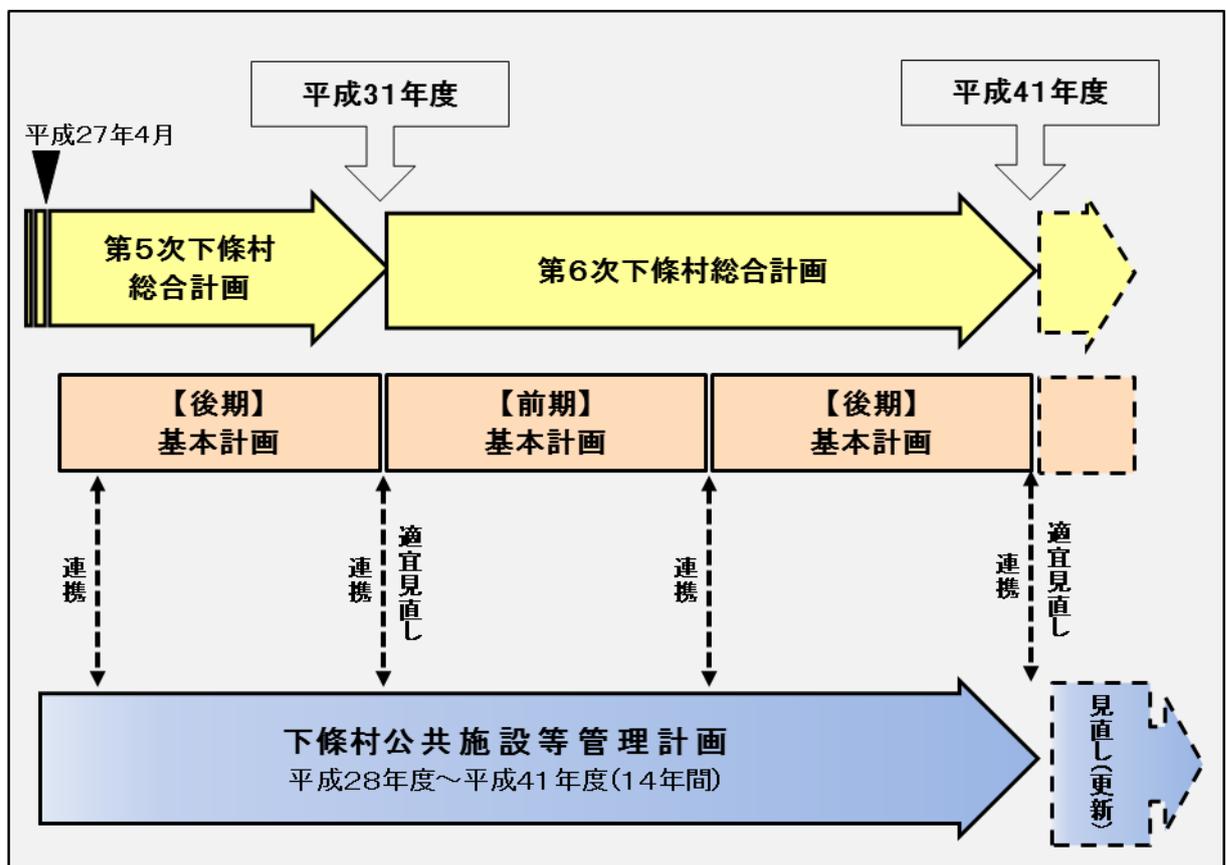
注：・四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。
・平成 42 年の推計人口は、下條村「人口ビジョン」における将来展望人口。

第5 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える平成27年度から平成67年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「下條村総合計画」などと連動しながら、概ね向こう14年間（平成28年度～平成41年度）を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。平成41年度は、10年間を基本的な計画期間とする「下條村総合計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても平成41年度を計画の目安として設定しました。

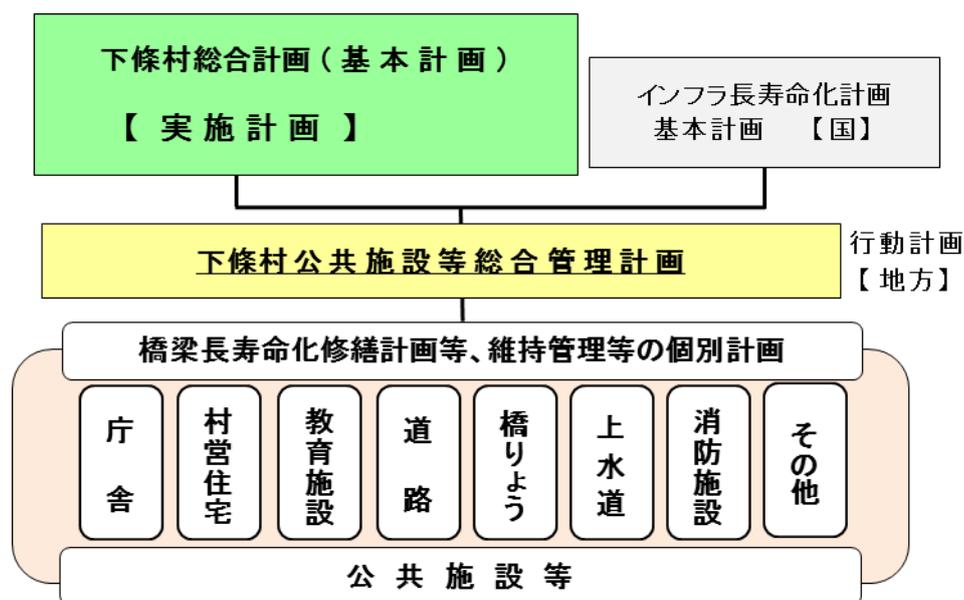
◆図表 5-1 計画期間（下條村総合計画との関係）



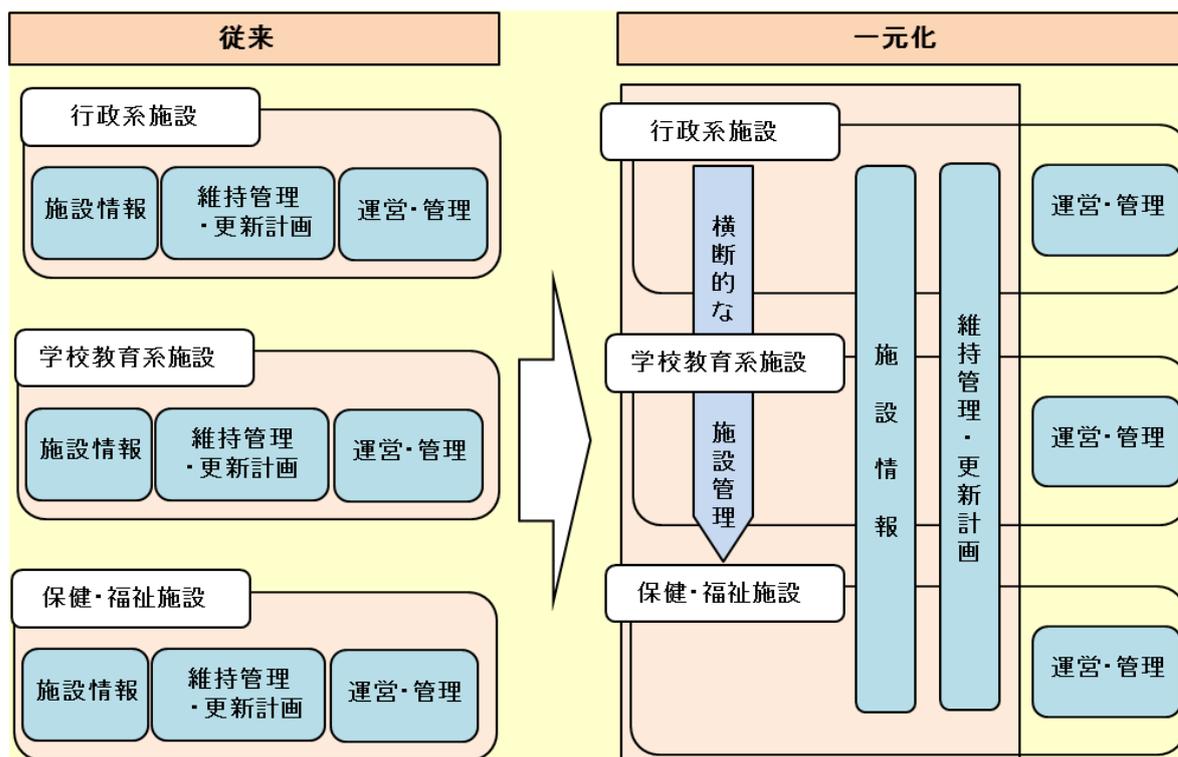
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「下條村総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

(数量の適正性)

人口減少の予測に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、年少人口・生産年齢人口の減少、高齢人口が増加することに伴い、必要とする公共施設の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

人口の減少が見込まれる中で、現在保有している公共施設の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定されることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

(品質の適正性)

公共施設のうち築後 30 年以上経過しているものが 28.8%、築 20～29 年が 21.0%で、10 年後には約半数の施設が築後 30 年以上を経過するため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後 20 年の間に更新時期が到来する施設が集中しますが、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。

(コスト（財務）の適正性)

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことも予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本村では資材支給型の公共事業や民間委託等を推進するなど、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきました。今後も、既存施設の維持管理に当たっては、修繕や光熱水費・清掃費などのランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口 1 人当たりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口 1 人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に見合った分だけ施設の総量（延床面積）を減らす必要があります。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を、「人口ビジョン」における将来展望人口を参考に設定することとします。

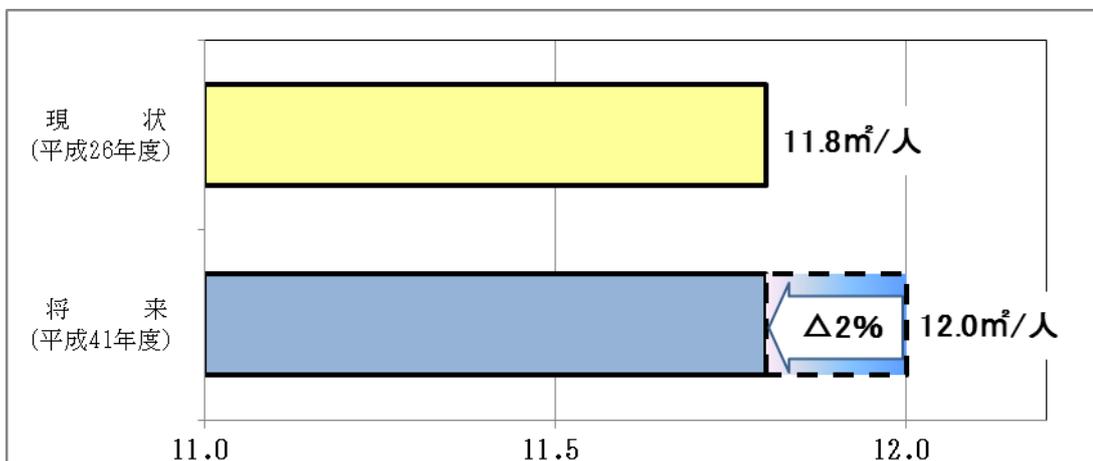
本村の平成 26 年度の人口は 4,002 人(10 月 1 日現在)であり、公共建築物の人口

1人当たりの延床面積は 11.8 m²となっています。本村と同規模の人口である全国自治体（3～4千人規模）の人口一人当たりの平均公共建築物の延床面積は 16.7 m²であり、施設保有量としては全国平均を下回っています。

しかし、平成 41 年度まで今のペースで人口が減少すると、将来展望人口 1 人当たりの延床面積は 12.0 m²となり、人口 1 人当たり約 0.2 m²の増加となることから、所有する施設総量（延床面積）を、平成 41 年度までに約 2%縮減することを目指します

村民 1 人当たりの延床面積を現状の 11.8m²まで縮減(Δ2%)

◆ 図表 5-4 村民 1 人当たりの延床面積



「人口一人当たりの公共施設延床面積」

$$11.8 \text{ m}^2 (\text{平成 41 年度目標}) / 12.0 \text{ m}^2 (\text{平成 41 年度推計}) - 1 = \Delta 0.017$$

(≒ 2%削減)

※人口は計画期間最終年度に近い平成 42 年の将来人口推計値を使用
(将来人口推計値は、下條村人口ビジョンの将来展望人口による)

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設において「長寿命化修繕計画」を策定するなどし、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後にも必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図ります。

地域に対する公共施設の譲渡や地区団体への指定管理委託を進めるなど、村民主体の維持管理を進めていきます。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施し、危険の除去により安全の確保を行います。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

(4) 耐震化の実施方針

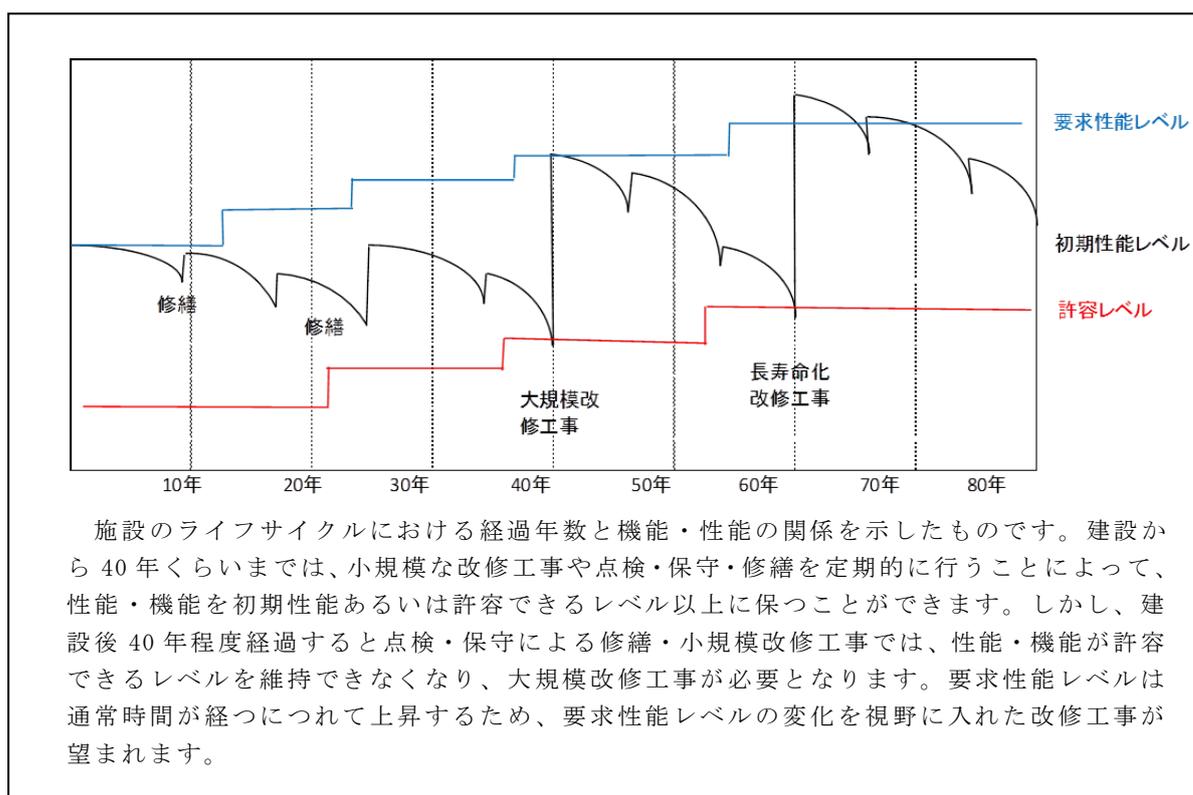
本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、施設利用者の安全性の確保及び災害時において、適確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の橋りょうについては、既に策定済みの「下條村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 5-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、将来を見据えた公共施設の有効利用を図るための、利用再編を進めます。

また、広域利用が可能な施設、公共施設の縮減を検討する際は、近隣自治体との相互利用などの広域的な連携についても視野に入れて、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「下條村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

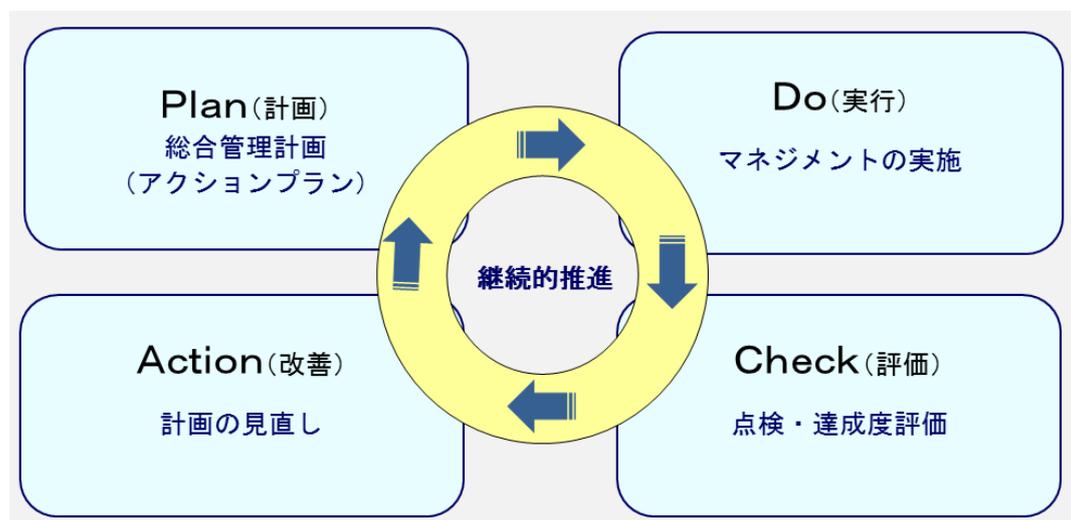
計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 フォローアップの実施方針

「下條村総合計画」の更新等に合わせ、本計画の進捗状況等についてP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用するなどし、随時フォローアップを行います。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民への公表を行います。

◆図表 5-6 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

◆図表 6-1 公共施設の保有状況（再掲）

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	3,347.83	村民センター、ふれあいセンター等
	文化施設	2,686.60	文化芸能交流センター
社会教育系施設	図書館等	1,007.19	多目的施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3,266.34	インドアスポーツセンター等
	レクリエーション施設・観光施設	3,362.19	コスモスの湯、そばの城等
産業系施設	産業系施設	178.88	農産物加工センター
学校教育系施設	学校	9,710.32	校舎、プール場等
	その他教育施設	428.00	学校給食センター
子育て支援施設	幼児・児童施設	505.88	児童館
	幼稚園・保育園・こども園	1,098.62	保育所
保健・福祉施設	保健・高齢福祉施設	2,600.20	保健センターいきいきランド等
医療施設	医療施設	341.70	診療所
行政系施設	庁舎等	2,184.63	役場庁舎
	消防施設	469.47	消防団詰所
	その他行政系施設	1,075.28	放送センター、防災倉庫等
公営住宅	公営住宅	13,807.33	村営住宅
公園	公園	544.99	公園、トイレ等
その他	その他	613.47	教員住宅、バリアフリー型トイレ
合 計		47,228.92	

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本村では、各地域にコミュニティーセンターや文化芸能交流センター等を保有しています。それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

◆図表 6-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区分	集会施設	施設数	10 施設	延床面積	3,347.83 m ²
対象施設	村民センター、中平ふれあいセンター、明地原ふれあいセンター、ヤングコミュニティーハウス、合原コミュニティーセンター、入野コミュニティーセンター、親田コミュニティーセンター、阿知原コミュニティーセンター、小松原コミュニティーセンター、ふるさとふれあい館				
区分	文化施設	施設数	1 施設	延床面積	2,686.60 m ²
対象施設	文化芸能交流センター（コスモホール）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>地域の交流・親睦を深める場として、今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。</p> <p>また、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。</p> <p>親田・阿知原・小松原コミュニティーセンターについては、管理を地元任せしていきます。</p> <p>また、施設の効果的な運営を図るため、指定管理者制度の導入についても検討します。</p>					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、あしたむらんど下條（図書館等多目的施設）を保有しています。

◆図表 6-3 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	図書館等	施設数	1 施設	延床面積	1,007.19 m ²
対象施設	あしたむらんど下條				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討していきます。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設

スポーツ施設としてインドアスポーツセンター、地域武道センター、B&G 海洋センター体育館、村民グラウンド、テニスコート、弓道場、レクリエーション施設・観光施設・産業系施設としては、ふるさと体験館コスモスの湯、道の駅そばの城、そばの館、農産物加工センターを保有しています。

B&G 海洋センター体育館は、建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 公共建築物（スポーツ・レクリエーション、産業系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	7 施設	延床面積	3,266.34 m ²
対象施設	インドアスポーツセンター、地域武道センター、B&G 海洋センター体育館、村民グラウンド、テニスコート、弓道場				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	3 施設	延床面積	3,362.19 m ²
対象施設	ふるさと体験館コスモスの湯、道の駅そばの城、そばの館				
産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	1 施設	延床面積	178.88 m ²
対象施設	農産物加工センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。 B&G 海洋センター体育館については、計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。また、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。</p>					

(4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村には、中学校、小学校、保育所、児童館、学校給食センターを各1施設保有しています。今後も学校教育環境を維持するため、園児・児童・生徒数の減少が見込まれる中、最適な教育環境について検討する必要があります。

◆図表 6-5 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	2施設	延床面積	9,710.32 m ²
対象施設	下條中学校、下條小学校(校舎、体育館、給食室棟等)				
区分	その他教育施設	施設数	1施設	延床面積	428.00 m ²
対象施設	学校給食センター				
子育て支援施設					
区分	幼児・児童施設	施設数	1施設	延床面積	505.88 m ²
対象施設	下條村児童館				
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1施設	延床面積	1,098.62 m ²
対象施設	下條保育所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕を行います。園児、児童、生徒の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行うため、必要に応じ耐震診断及び耐震補強等を適宜行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>小学校及び中学校施設は、大規模改修を実施します。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>園児、児童、生徒の安全な環境を維持することを最優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>下條村児童館については、廃止し用途変更を検討します。また、新たに子育て支援センターの新設を予定しています。</p> <p>学校施設については、少子化により児童・生徒数が減少してきていることから、小中一貫教育も視野に入れ、将来の施設の在り方を検討することが考えられます。</p>					

(5) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設 3 施設、保健施設・その他社会福祉施設・診療所を各 1 施設を保有しています。

保健休養施設（おおぐて）については、建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後 10 年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（保健・福祉施設・医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区分	高齢福祉施設	施設数	3 施設	延床面積	1,887.35 m ²
対象施設	いきいきらんど（在宅介護センター）、高齢者ふれあいプラザ				
区分	保健施設	施設数	1 施設	延床面積	635.17 m ²
対象施設	いきいきらんど（保健センター）				
区分	その他社会福祉施設	施設数	1 施設	延床面積	77.68 m ²
対象施設	保健休養施設（おおぐて）				
医療施設					
区分	医療施設	施設数	1 施設	延床面積	341.70 m ²
対象施設	いきいきらんど（診療所）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>施設内で行う事業の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、今後の管理・運営方法について検討を進めます。</p>					

(6) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。防災倉庫は、建築経過年数を考慮して計画的な維持管理に努めます。

庁舎については、建設されてから30年以上が経過しているため、今後10年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆ 図表 6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	2 施設	延床面積	2, 184. 63 m ²
対象施設	下條村役場(庁舎、車庫等)				
区分	消防施設	施設数	5 施設	延床面積	469. 47 m ²
対象施設	山田河内コミュニティ消防センター、旭コミュニティ消防センター、第一分団詰所、第三分団詰所、第五分団詰所				
区分	その他行政系施設	施設数	5 施設	延床面積	1, 075. 28 m ²
対象施設	オフトーク下條放送センター、防災倉庫(旧海洋センター) 防災倉庫(小学校敷地内)、防災倉庫(いきいきランド敷地内) 防災倉庫(道の駅)				
<p>● 管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に点検や劣化診断を行う(予防保全)ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p>					

(7) 公営住宅

本村が管理する公営住宅のうち、建設されてから20年以上が経過しているものは、今後10年以内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-8 公共建築物（公営住宅）の保有状況

公営住宅					
区分	公営住宅	施設数	60施設	延床面積	13,807.33 m ²
対象施設	村営住宅、村営（集合）住宅、特定公共施設賃貸住宅、厚生住宅				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。</p> <p>また、今後10年以内に建築後30年を経過する村営住宅は、計画的に住宅改修や建替えを検討します。</p> <p>なお、戸建については、買取制度(払下げ)を実施していきます。</p>					

(8) その他（公園施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-9 公共建築物（その他）の保有状況

その他（公園施設含む）					
区分	公園	施設数	8 施設	延床面積	544.99 m ²
対象施設	リフレッシュパーク下條、下條親水公園、入登山ふれあいパーク（管理棟）、新井展望公園（トイレ）、極楽峠パノラマパーク（トイレ）、吉岡城址公園（トイレ）、北又の森公園（便所）、墓地公園（トイレ）				
区分	その他施設	施設数	11 施設	延床面積	613.47 m ²
対象施設	教員住宅、バリアフリー型トイレ				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。</p> <p>小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理することとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。</p> <p>また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。</p> <p>その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p>					

(9) インフラ施設

ア 道路

本村における村道の総延長は約190,905m、舗装率は71%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

また、地域の身近な道路の整備にあたっては、「建設資材支給事業」を活用し、住民自らの手による道路の改修等を今後も推進します。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ 橋りょう

本村の橋りょう(橋長 2m以上)は支川に架かる橋が多く、橋長も 15m未満の橋が大半を占めていますが、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「下條村橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「下條村橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ 上水道

本村の上水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ 農道・林道・林道橋

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合・廃止】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性が認められない路線は廃止を検討します。